

平成22年 9 月宮崎県定例県議会
環境農林水産常任委員会会議録
平成22年 9 月16日～17日

場 所 第4委員会室

平成22年 9月16日（木曜日）

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成22年度宮崎県一般会計補正
予算（第7号）

○議案第2号 平成22年度宮崎県山林基本財産
特別会計補正予算（第1号）

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
- 環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査
- その他報告事項
- ・「新たな宮崎県環境基本総合計画」（素案）について
- ・「新たな宮崎県森林・林業長期計画」（素案）について
- ・エコクリーンプラザみやざき問題について
- ・予定価格事後公表の一部試行の拡大について
- ・口蹄疫に係る埋却地周辺の水質調査について
- ・口蹄疫からの経営再開に向けた取組状況等について
- ・平成22年産早期米の概況及び戸別所得補償モデル対策について

出席委員（9人）

委員	長	十屋	幸平
副委員	長	河野	安幸
委員		緒嶋	雅晃
委員		福田	作弥
委員		星原	透
委員		権藤	梅義
委員		徳重	忠夫
委員		高橋	透
委員		岩下	斌彦

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	吉瀬	和明
環境森林部次長 （総括）	豊島	美敏
環境森林部次長 （技術担当）	黒木	由典
部参事兼 環境森林課長	金丸	政保
計画指導監	佐藤	浩一
環境管理課長	橋本	江里子
循環社会推進課長	福田	裕幸
自然環境課長	森	房光
森林整備課長	河野	憲二
山村・木材振興課長	徳永	三夫
みやざきスギ 活用推進室長	小林	重善
工事検査監	水垂	信一
木材利用技術 センター所長	有馬	孝禮

農政水産部

農政水産部長	高島	俊一
農政水産部次長 （総括）	緒方	哲
農政水産部次長 （農政担当）	押川	延夫
農政水産部次長 （水産担当）	関屋	朝裕
農政企画課長	上杉	和貴
ブランド・ 流通対策室長	加勇田	誠
地域農業推進課長	山之内	稔
連携推進室長	山内	年
営農支援課長	井上	裕一
農業改良対策監	戸高	憲幸

消費安全企画監	工藤明也
農産園芸課長	郡司行敏
畜産課長	児玉州男
家畜防疫対策監	岩崎充祐
農村計画課長	三好亨二
国営事業対策監	宮下敦典
農村整備課長	宮川賢治
工事検査監	溝口博敏
水産政策課長	鹿田敏嗣
漁業調整監	成原淳一
漁港漁場整備課長	山田卓郎
漁港整備対策監	永野広
総合農業試験場長	串間秀敏
県立農業大学校長	服部修一
畜産試験場長	紺家久資
水産試験場長	那須司

事務局職員出席者

議事課主査	花畑修一
政策調査課主査	坂下誠一郎

○十屋委員長 それでは、ただいまから環境農
林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりで
よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定をい
たします。

執行部入室のため、暫時休憩をいたします。

午前10時1分休憩

午前10時4分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

まず、新しく当委員会に選任されました委員
を紹介いたします。

串間市選出の岩下委員でございます。

○岩下委員 岩下です。よろしくお願ひします。

○十屋委員長 それでは、本委員会に付託され
ました議案、報告事項等の説明を求めます。

まず、議案と議案に関する報告事項について、
説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終
了した後にお願いをいたします。

○吉瀬環境森林部長 おはようございます。環
境森林部でございます。よろしくお願ひいたし
ます。

座って説明させていただきます。

お手元に配付しております委員会資料の表紙
をごらんいただきたいと思ひます。まず、予算
議案2件をお願いしております。それから大き
な2番目といたしまして、その他の報告事項が
5件でございます。

具体的には、めくっていただきまして、1ペー
ジをお開きいただきたいと思ひます。まず、予
算議案といたしまして、議案第1号「平成22年
度宮崎県一般会計補正予算（第7号）」と議案第
2号「平成22年度宮崎県山林基本財産特別会計
補正予算（第1号）」についてでございます。議
案第1号と第2号あわせまして歳出予算を課別
に集計したものを、下の表としてまとめており
ます。

環境森林部の今回の補正につきましては、ま
ず一般会計、小計の欄の左から2つ目の補正額
Bの欄をごらんいただきたいんですけれども、
5億9,612万円の増額をお願いしております。補
正後の額といたしましては259億4,447万4,000円
となります。また、その下の特別会計でござい
ますが、同じく小計の欄、補正額Bの欄でござ

いますが、今回、6,279万円の増額をお願いしております。補正後の額は6億2,467万5,000円となります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正額といたしましては、一番下の合計の欄でございますが、6億5,891万円でございます。補正後の額が265億6,914万9,000円となります。

それでは再度、表紙のほうに戻っていただきたいと思っております。Ⅱのその他報告事項といたしまして、「新たな宮崎県環境基本総合計画（素案）」を初めといたしまして、合わせて5項目について御報告いたします。

私からの説明は以上でございます。詳細につきましてはそれぞれ担当課長から御説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

○金丸環境森林課長 それでは、補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の平成22年度9月補正歳出予算説明資料をお願いいたします。赤のインデックスで「環境森林部」とございますが、その次の青のインデックス「環境森林課」のところ、ページで言いますと57ページでございます。環境森林課の今回の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で1億7,865万円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額の欄にありますように32億8,548万3,000円となります。

59ページをお願いいたします。上から5段目の（目）計画調査費の（事項）エネルギー対策推進費でございますが、1億333万3,000円の増額でございます。増額の内容につきましては、説明欄にあります太陽光発電システム導入促進事業であります。後ほど常任委員会資料で御説明申し上げます。

次に、中ほどから下のほうにあります（目）

林業振興指導費の（事項）森林計画樹立費7,531万7,000円の増額でございます。説明欄にあります㊟森林再生のための森林情報精度向上事業につきましても、常任委員会資料で御説明させていただきます。

常任委員会資料の2ページをお願いいたします。太陽光発電システム導入促進事業でございます。

この事業は、住宅用太陽光発電システムの導入に対しまして補助することにより、家庭レベルにおける太陽光エネルギーの普及拡大を図ろうとするものであります。

補正予算額は1億333万3,000円で、全額地域グリーンニューディール基金を活用することとしております。当初予算額で1億5,500万円を措置しておりましたが、多くの申し込みをいただきまして、既に申請額が当初予算額に達したことから、今回、補正予算をお願いしております。

（3）の事業内容につきましては、すべて当初予算の内容と同様でありまして、②をごらんいただきますと、補助金額は1キロワット当たり3万円、上限額10万円を補助することとなっております。これまでの実績からいたしますと、申請者の多くの方が上限額10万円の補助を受けておりますので、1億円余りの今回の補正額というのは、約1,000件分に相当する金額になります。

続きまして、3ページをお願いいたします。㊟森林再生のための森林情報精度向上事業であります。

1の事業の目的であります。本県の森林資源は、昭和30年代以来の拡大造林によりまして伐採可能な森林が増加しておりますが、一方では長期の材価低迷が続いております。このため、

間伐の施業履歴や既設作業道のデータなどを森林GISシステムに入力することにより、施業の集約化や高密路網の整備を進め、森林施業の低コスト化を図ろうとするものであります。

補正予算額は7,531万7,000円で、全額緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用することとしております。

(4)の事業内容であります。①の間伐等の施業履歴、②の既設作業道の位置データ等を森林GISシステムに入力するもので、県内8つの森林組合に委託する予定としております。

右側の4ページをごらんいただきたいと思っております。まず、①の間伐等の施業履歴の入力でございますが、県が森林組合に委託し、森林組合は職員を雇用いたしまして、森林組合が持っております間伐等の施業履歴を森林GISシステムに入力するものであります。

真ん中あたり、②の既設作業道の位置データの入力、それと下のほうにございます③の地籍調査実施区域等の境界測量データの入力、これらにつきましても県の委託を受けた森林組合が職員を雇用いたしまして、その職員が必要なデータを取得した上で入力作業を行っていくというものでございます。

3ページにお戻りいただきまして、一番下の(5)にありますように、この事業の実施により雇用創出人数は44名を見込んでいるところでございます。以上でございます。

○橋本環境管理課長 環境管理課からは、予算及びそれに関連いたします報告事項につきまして御説明させていただきます。

まず、予算のほうでございます。歳出予算説明資料61ページ、青いインデックスの「環境管理課」のところをごらんください。今回の補正につきましては、左から2番目、補正額1,844

万5,000円の増額をお願いしております。この結果、右から3番目の補正後の額は7億4,210万7,000円となります。

次の63ページをごらんください。左側の上から4番目、(目)環境保全費でございます。内容につきましては、下の説明欄にありますとおり、埋却地周辺地下水等調査事業及び埋却地周辺悪臭調査事業の2つでございます。

内容につきましては、常任委員会資料のほうで御説明いたします。常任委員会資料の5ページをお開きください。口蹄疫の埋却地に关します環境への影響につきましては、関係部局がそれぞれ役割分担をして対応することとなっており、環境森林部におきましては主に地下水及び悪臭の調査を担当することといたしております。今回、これらの調査事業について補正予算でお願いしたところでございます。

まず、埋却地周辺地下水等調査事業であります。

この事業は、1の目的にありますとおり、家畜等の埋却処分に伴い地下水等の影響が懸念されますため、水質の定期的な調査を行うことによりその状況を把握するものであります。また、埋却地において水質に異常が見られる場合は詳細な調査を行うものであります。

調査の概要につきまして、右側の6ページのイメージ図のほうで御説明いたします。まず、図の上のほうの定期モニタリング調査であります。この調査は市町村が検査機関に委託をして行うもので、県が費用の2分の1を補助いたします。具体的には、埋却地周辺にある既存の井戸等の中から地形や地下水の流れを考慮いたしまして検査場所を選定し、3カ月に1回、pHや有機物等、臭気など13項目について継続して検査を行います。1回目の検査結果を基準とい

たしまして、2回目以降の検査を比較することで水質の状況の変化を把握するものであります。なお、検査の結果、においや濁り、有機物等の急激な増加など異常が見られる場合は、下に示しております詳細調査を行うこととしております。

次に、その詳細調査でございます。詳細調査は県において行うものであります。下の図の右側でございますが、一番上の囲みのところに「水質異常発生のパターン」とありますが、詳細調査は、定期モニタリング調査の結果のほか、対象地域にあるすべての井戸等につきまして、井戸の所有者などからにおいや濁り等の通報があった場合などに行うこととしております。調査場所といたしましては、下の2番目の囲みの上から3行目にありますとおり、異常が発生した井戸及び周辺の井戸といたしまして、週1回程度、複数回検査を行いたいと考えております。なお、異常の原因の特定につきましては、この詳細調査のほか、現地調査などさまざまな資料をもとに総合的に判断することになると考えております。

左の5ページに戻っていただきまして、2の事業の概要にありますとおり、事業期間は3年間を考えております。今年度の予算額につきましては1,250万3,000円をお願いするものでございます。

次に、資料の7ページをお開きください。埋却地周辺悪臭調査事業であります。

この事業につきましては、1の目的にありますとおり、埋却地において悪臭が発生した場合、必要に応じて調査を行い、悪臭対策の資料とすることを目的としております。

事業の内容につきましては、2の(4)でございますが、市町村が検査機関に委託して行う

悪臭物質の濃度測定に対しまして、費用の2分の1を県が補助するものであります。具体的には、埋却地におきまして周辺住民に影響を与えるような強い悪臭が発生した場合、埋却地の周辺4地点におきまして、アンモニアや硫化水素など10物質について測定、分析を行うものであります。事業年度につきましては3年間を考えておりまして、今年度の予算額につきましては594万2,000円をお願いするものであります。

予算議案についての説明は以上でございます。

続きまして、ただいま御説明いたしました埋却地周辺の地下水調査に関連しまして御報告をさせていただきます。

委員会資料の18ページをお開きください。口蹄疫に係る埋却地周辺の水質調査についてでございます。

埋却地周辺の地下水の水質調査につきましては、既に関係市町において実施されているところでございますが、第1回目の調査結果がほぼまとまりましたので、御説明させていただきます。

まず、(1)の定期モニタリング調査についてであります。①の調査結果についてでございますが、恐れ入ります、右側19ページをごらんください。こちらのほうで御説明をさせていただきます。まず、一番上の四角で囲んでおりますところ、「調査結果のポイント」をごらんください。1番目のポツでございますけれども、先ほども御説明いたしましたとおり、モニタリング調査につきましては、1回目の調査結果は、今後の調査結果と比較検討するための基準データとなるものでございます。

ここで、その下の表をごらんいただきたいと思います。今回の調査対象につきましては、左から3つ目の欄の下から2つ目、合計欄にあ

りますとおり、埋却地周辺の地下水・湧水275地点を対象に調査を行っております。その右の欄にありますとおり、すべての地点で調査は終わっておりますが、9月7日現在で検査機関から結果の報告がありました合計265地点について、この表に結果をまとめたものでございます。

次に、1つ欄を置いていただきまして、右の欄でございます。左から順に①から⑩とつけておりますが、これは今回の検査の項目でございます。今回の検査項目につきましては、口蹄疫の埋却地に関する地下水の影響を確認できる手法が確立されておられませんので、基準の厳しい水道水水質基準10項目を準用することとしたものでございます。また、この表には載せておりませんが、殺処分や埋却に使用いたしました消石灰や消毒剤の影響を確認するカルシウムイオンなど3項目についても調査項目としております。この表は、①から⑩の10項目について検査の結果を、表の一番下の欄「基準値等」にお示ししておりますそれぞれの項目の基準値と比較いたしましたして、基準を満たしていないものを数字で示したものでございます。

10項目のうち、埋却地の家畜の腐敗の状況を早い段階で確実に把握できる項目は、太線で囲んでおります①の有機物等（TOC）というものでございます。この項目を検査することによりまして、牛や豚などの体を構成しております体液や筋肉などに含まれる炭素を確認できるものであり、今回の検査の結果では、表のとおり、すべての地点において基準を超過したものはなかったということでございます。このため、調査地点におきましては、家畜の腐敗による影響は今のところ出ていないと考えてところでございます。

なお、TOC以外のその他の項目につきまし

ては、埋却地の状況を直接確認できる項目ではございませんが、この調査によりまして水道水基準を超過した地点が見られるところでございます。それにつきまして埋却地以外の要因によるものと考えているところであり、その主なものを御説明したいと存じます。

まず、②の硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素につきましては、表の一番下の説明欄の左側②にありますとおり、有機物などが酸化分解した場合にそれを確認できる項目で、52地点で基準を上回っております。

恐れ入ります、次は表の下の説明欄の右側、米印2の②をごらんください。農畜産業が盛んな地域の地下水におきましては、一般的に硝酸態窒素、亜硝酸態窒素が高くなる傾向が見られるもので、今回の地域につきましても過去のデータによってその傾向が確認されているところでございます。

次に、恐れ入ります、③のpHでございます。これにつきましては93地点で水道水基準値の範囲外となっておりますけれども、そのすべてがpH5.8未満の酸性であります。これにつきましては下の米印2の③に記載しておりますとおり、火山性の尾鈴酸性岩によるものと考えております。

また、右端のほうの⑨、⑩の一般細菌等につきましては、下の米印②の一番下にありますとおり、井戸におきましてはよく検出されるものでございます。

以上のことから、表一番上の「調査結果のポイント」の一番下のポツにありますように、「その他の項目で水道水水質基準超過が見られるが、同地域の井戸については過去のデータにおいてもおおむね同様の傾向が見られるため、埋却地による影響ではないもの」と判断したところで

ございます。

なお、10項目以外にカルシウムイオンなど3項目についても調査項目としておりますが、これらの項目につきましてはもともと基準値というものがございません。これらの項目につきましては数値の変動を見ることによりまして埋却地の影響を確認するという性格のものでございますので、今回は表には掲載していないところでございます。

大変恐れ入りますが、資料の18ページに戻っていただきまして、(1)の②でございます。モニタリング調査につきましては、個人が所有される井戸において行っておりますため、この調査結果につきましては所有者の方へ関係市町から説明を行うこととしているところでございます。

次に、(2)の水質詳細調査でございます。地下水につきましては、これまで児湯郡内において2例の詳細調査を行っております。このうち1例目につきましては、埋却地から数百メートル離れた井戸の水が濁ったというものでございますが、関係機関が合同で調査を行ったところ、付近で行われていた工事の振動により土砂が地下水に流れ込んだことによるもので、埋却地の影響によるものではないと判断したところでございます。

2例目につきましては、高台にあります埋却地近くの湧水で悪臭が発生したというものでございまして、具体的には、埋却地の下のほうにある農道のり面から出ている小さなわき水におきまして下水のようなにおいが発生したというものでございます。このため、衛生環境研究所におきまして7月初旬から8月末にかけてほぼ1週間おきに合計7回の調査を行っております。その結果、TOCが高い濃度を示しました

ことなどから、「埋却地の影響を受けているものと想定される」との報告がなされたところであります。なお、TOCにつきましては8月11日に最も高い値を示してございまして、その値は基準値1リットル当たり3ミリグラムに対しまして13ミリグラムとなっております。現在のところにおいはわずかとなりまして、TOCの数値も、8月末に行いました直近2回の調査におきましては基準値内におさまっているところでございますが、今後も引き続き調査を行いつつ、状況に応じて適切に対応していきたいと考えております。

なお、この湧水につきましては、小さな湧水で水量も少ないものでございますけれども、周辺の農業用水路に流れ込んでおりますため、総合農業試験場におきまして水質調査を行っております。その結果、農業用水質の指針値内であるということが確認されたところでございます。このことにつきましては、この耕作の方にも農政水産部のほうから情報を提供し、説明したところでございます。

次に、(3)今後の対応等でございますけれども、定期モニタリング調査の地点につきましては、現在のところ275地点となっております。川南町などにおきましてはまだ十分に埋却地をカバーできていない地域もあるところでございますので、関係市町と追加等について検討したいと考えております。また、調査の頻度につきましては、埋却地の規模や周辺環境、周辺の地下水の利用状況などを考慮した上で、必要な地点につきましては回数をふやすなど柔軟な対応を検討していきたいと考えております。

今後も関係市町と協力しながら定期モニタリング調査を適切に実施するとともに、必要な場合は迅速・正確な詳細調査を行いつつ、地

域住民の皆様の不安の解消に努めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○森自然環境課長 それでは、自然環境課の9月補正予算について御説明いたします。

お手元の平成22年度9月補正歳出予算説明資料にお戻りいただきまして、「自然環境課」の青いインデックスのところ、ページで申しますと65ページをお開きください。今回の補正予算は、表の左から2番目、補正額の欄にありますように、一般会計で1億8,090万7,000円の増額をお願いしております。この結果、自然環境課の補正後の予算は、表の右から3番目に上げておりますように46億1,969万1,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明をいたします。

1枚めくっていただきまして、67ページをお開きください。上から4段目の(目)治山費、その下の段の(事項)山地治山事業費で1億8,864万4,000円の増額をお願いしております。これは、口蹄疫復興対策や国庫補助決定に伴いまして、日向市やえびの市など6地区で山腹工などの治山施設の整備を実施するものであります。

次に、その下の段の(事項)地すべり防止事業費で3,041万3,000円の減額、及びその下の(事項)保安林整備事業費で455万4,000円の減額をお願いしております。これは、いずれも国庫補助決定に伴うものでございます。

次に、1枚めくっていただきまして、68ページをお願いいたします。上の段の(事項)県単治山事業費で1,400万円の増額をお願いしております。これは、国庫補助に該当しない小規模な治山施設の整備を、口蹄疫復興対策といたしまして都城市や高鍋町など3カ所で緊急に実施するものでございます。

次に、その下の段の(事項)県単補助治山事業費で1,323万円の増額をお願いしております。

これは、口蹄疫被害を受けました宮崎市、国富町など4市町が実施いたします人家裏の山腹工事について補助を行うものでございます。事業の執行に当たりましては早期発注に努めますとともに、地元企業の受注機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

自然環境課からの説明は以上でございます。

○河野森林整備課長 森林整備課でございます。当課の9月補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の青いインデックス「森林整備課」のところでございます。69ページをごらんください。今回の補正予算は、表の左から2列目の補正額の欄にありますように2億4,156万3,000円の増額をお願いしております。その内訳は、一般会計で1億7,877万3,000円、特別会計で6,279万円であります。この結果、森林整備課の補正後の予算額は、右から3列目にありますように112億4,927万9,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、71ページをごらんください。4段目の(目)林道費でございます。その下の(事項)森林保全林道整備事業費で1億382万8,000円の減額を、また、その下の(事項)道整備交付金事業費で39万5,000円の減額をお願いしておりますが、これは、いずれも国庫補助決定に伴うものであります。

1枚めくっていただきまして、72ページをごらんください。(事項)山のみち地域づくり交付金事業費で2億2,739万6,000円の増額をお願いしておりますが、これは、旧緑資源幹線林道で県が引き継いで施行しております林道開設事業費であります。これも同じく国庫補助決定に

伴うものであります。

次に、その下、(事項) 県単林道事業費で5,560万円の増額をお願いしております。これは、口蹄疫復興対策基金を活用しまして、西都市におきまして、ひむか神話街道の改良工事を行うものであります。

次に、その下、73ページをごらんください。山林基本財産特別会計であります、(目) 基本財産造成費の(事項) 県有林造成事業費で6,279万円の増額をお願いしております。これは、現在、椎葉県有林におきまして、森林組合と民間の林業事業体が連携して森林・林業再生プラン実践事業を実施中であります。これに伴い生産されます間伐材を売り払いするために必要な搬出等の経費をお願いするものであります。これによりまして県有林の収益の確保に努めてまいりたいと考えております。

森林整備課からは以上でございます。

○徳永山村・木材振興課長 それでは、補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の「山村・木材振興課」、75ページをお開きください。今回の補正予算は、表の左から2番目の補正額の欄にありますように、一般会計で3,934万5,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の欄にありますように53億9,292万2,000円となります。

それでは、補正内容につきまして御説明いたします。

77ページをお開きください。上から5段目の(事項) 木材需要拡大推進対策費644万5,000円ではありますが、これは国庫補助の決定に伴うものでございまして、事業内容といたしましては、市町村や社会福祉法人等が行う公共施設や保育園等の木造・木質化を図りまして、県民に木と

触れ合う機会を創出するための経費を補助するものであります。

次に、その下の(事項) 木材利用技術センター運営事業費3,290万円ではありますが、これは農林水産技術会議からの受託決定に伴う補正で、県の木材利用技術センターにおきまして、中国等への輸出に適応した住宅用杉内装材やその技術を開発するための試験研究に要する経費であります。

山村・木材振興課からは以上でございます。

○十屋委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終了いたしました。

第1号議案、第2号議案と、報告事項のうち、口蹄疫に係る埋却地周辺の水質調査について、質疑をお願いいたします。

○緒嶋委員 環境森林課、太陽光発電システム導入促進事業、この事業をやる施工業者は限定しておりますか。

○金丸環境森林課長 新築の場合と既築(中古住宅)の場合で違ってまいりますが、新築の場合ですと、いわゆる住宅メーカー、積水ハウスとか大和ハウスが施工するというのがほとんどになります。中古住宅に設置する場合には、例えばサンオブサンカンパニーなどの専門業者、あるいはヤマダ電機といったところが施工するというような状況になっております。

○緒嶋委員 その中で、聞くところによると、宮崎県に営業所がないとか本社がない業者が施工して、後でトラブルになったというような話も聞くんです。宮崎県に事業の主体的な形があるところに施工させないと、それが工事をやって、屋根に乗せて雨漏りがし始めたとかいうときの修復に困るという話も聞くので、宮崎県でそういう事業を展開しておる業者に頼まんと、県外の業者がやってきてうまいこと口で言って、

施工はするが、後の維持管理（メンテナンス）で迷惑をこうむっているという話も聞くわけです。事業をやった後にトラブルを起こしちゃいかんわけですので、そのあたりを明確にすべきじゃないかという気がするんですけど、そのあたりはどうか。

○金丸環境森林課長 私ども太陽光発電に補助するという立場から、今、委員がおっしゃったような施工業者の限定といったところまで私たちの守備範囲として入るかどうかという問題はあると思いますが、おっしゃったように施工がよくなっていろんなトラブルがあったという話は聞いておまして、国のほうでもそういった問題意識を持って検討しているというような情報はございます。

○緒嶋委員 少なくとも県が主体的に、どこが施工するか、業者名とか承知していなければそういうことが起こるし、県民がトラブルを起こさないようにするのも行政の一つの仕事だと思うんです。そこ辺を含めて指導すると。また、宮崎県に根拠があるということは、宮崎県で税金を納めることにもなるので、そういうことを含めて、後でトラブルが起こらないようなシステムを——完全に起こらないというのはなかなか難しいかもしれんけど、後のフォローができるようなことを含めて配慮したものにするべきじゃないかという気がしてならんものだから、そのあたりは施工する人についての十分な指導を当然やるべきじゃないかという気がするものだから、後でトラブルで迷惑したというような話もあったものだからですね。

○金丸環境森林課長 私どもが実務をやる中で、直接私どもの耳にそういう具体例というのは入ってきておりません。ただ、委員おっしゃるようなことは当然ございます。申し上げました

ように、全国的にはそういった事例が出てきておりますので、関係部局とも連携をとりながらそういったことがないように努力をしてまいりたいと思います。

○緒嶋委員 それと、口蹄疫の問題を絡めて、公共事業的なものを環境森林部で予算を組んでおられるわけですが、当然これは口蹄疫が発生した管内の業者が100%受注するような形に持っていかなと、何のための口蹄疫対策かわからんわけだし、そこで雇用が生まれ、その地域の人が少しでも生活の面で——牛も豚もいなくなれば働く場所もない、ある意味では公共事業でちょっと臨時的でも雇ってもらえば、それだけ収入も上がる場合もあるわけです。だから、児湯、西都、宮崎、都城、えびのとかの業者にできるだけ受注させる。緊急の場合だから、100%その地域の人が受注するというような姿勢で進めるべきじゃないか。それがその地域に配慮した対策だと思うんですけど、そういうことは十分配慮できますか。

○森自然環境課長 委員おっしゃるとおりでございます。エリアとしては口蹄疫発生后市町村に対して事業を実施するわけでございますので、県が実施しております地域企業育成型総合評価落札方式等々の活用によりまして、早期発注と地元企業の育成に努めてまいりたいと思っております。

○緒嶋委員 ぜひよろしく申し上げます。私は発生地域じゃないけれども、そういう気持ちを持っております。

○徳重委員 環境森林課長、今、緒嶋委員が言われたことですが、私は保育所をやっています。保育所で前の補助がある段階で太陽光発電を導入したんですが、会社が倒産してしまったんです。本当に困りました。どうしようかというこ

とだったんだけど、業者がいないものから困ってしまったんですが、つい先日、京セラの製品でしたから京セラから、「おたくの取引業者が倒産したということがわかっておりまして、今の状況をお知らせください」とわざわざおいでになりまして調査されました。おかげで異常はなかったんですけど。だから、今、緒嶋委員がおっしゃったとおり、今から個別にたくさんの補助を出されて件数が非常に多くなります。そして業者もずっとそのままいくというわけではありませぬので、トラブルが起こることは目に見えてははっきりしているという気がいたします。だから、県に書類を出したときに、どこのメーカーとの契約、どういう機種を導入するということがわかるわけです。そうであれば、業界と行政との契約というんですか、もし業者が維持管理をしなくなったときには、おたくのほうでちゃんと面倒を見るというぐらいのことをやっていいんじゃないかという気がしておりますが、いかがでしょうか。そういう実例がつい先日でしたから、あえて申し上げたいんですが。

○金丸環境森林課長 私たち行政が、今、緒嶋委員、徳重委員がおっしゃったようなトラブルというか、業者の施工、あるいは業者の経営状況にどの程度入り込んで行政がやっていけるのか、正直言って私自身もよくわからないんですが、先ほど申し上げたように、国のほうでは、施工のやり方についての問題意識は持っておまして、研究しているということは聞いております。私どもも、今の段階では、御指摘があったようなことについてどういう取り組みができるのか考えさせていただきたいと思っております。

○徳重委員 これからずっとふえていくでしょう。毎年ふえていくこの事業については、前向

きに検討していただかないといけないのかなと思います。個人になりますと非常に弱いんです。どこに相談していいやらわからなくなります。やはり補助金を出す以上、税金を使うわけですから、そこ辺はある程度責任を持って指導していただきたいと、このように思っております。

それから地下水のことでございますが、埋却して今現在は余り影響が出ていないということですが、一番心配なのは、現在の状況より来年を非常に心配しているんです。ことしは今の段階では3カ月に一遍というお話のようですが、大雨の降るたびに地下水への流入が非常に激しくなる、だから3カ月に一遍では間に合わないんじゃないか。今の段階とは違うんです。今から腐敗して地下水に流れていく可能性が出てくることを考えたときには、雨の降ったときには通報があったときというのはいかがか。民間の人たちがそこまで気をかけるということはないと思うんです。民間の人がそれを察知したときには、かなりの広がりを見ておかしくないと思うんです。もう少しきめ細かな体制をとっていただかなければ被害は大きくなってくると思うんですが、いかがでしょうか。

○橋本環境管理課長 ただいま徳重委員のほうからおっしゃいましたとおり、確かに現在の地点数、回数で果たしていいのかどうかということはあると考えております。基本的には、先ほど申しましたように年4回と考えているところでございますが、今後、検査をしていく中でさまざまなことがわかってくると思いますので、その段階でまた考えていきたいと思っております。

また、埋却地がさまざまございまして、252カ所もございまして、たくさんの家畜を埋めているところもあれば、ごくわずかししか埋めていないところもございまして、また立地条件、山の

中で周辺に民家等がないところもあれば、かなり民家に近い埋却地などもございます。地下水が近くにあるところもあればないところもあるということでございまして、現在のところ一点一点、調査ポイントと埋却地の関係、全部詳細に確認できていないところもございますので、今後は調査地点につきまして詳細に確認をいたしまして、さらに検査の結果等も考えあわせながら、回数や地点数については考えていきたいと思っております。

○徳重委員 最後にします。この前もお聞きしたんですが、7割ぐらいの畜産農家の方が家畜に地下水を与えていらっしゃるというお話だったと記憶しているんです。そうであれば、家畜に与えていらっしゃる地下水については、こういう状況の中で新しく家畜を導入されて、今から再生産に向かわれるわけですから、特別な扱いと言ったら過ぎるかもしれませんが、家畜に使っていらっしゃる農家の地下水については、しっかりとした検査をしてやるべきじゃないかと思っておりますが、いかがですか。

○橋本環境管理課長 ただいま委員おっしゃいましたとおり、確かに農業用水に使われている地下水もあると聞いております。この275地点におきまして、その利用がどうなのかまでまだ詳細に情報を得ていないところでございますが、今後はそのような情報もしっかり把握いたしまして、関係の市町と相談しながら回数などにつきましても考えていきたいと思っております。

○福田委員 9月1日、現地調査に課長も同行されましたが、あそこで役場の押川さんが、「川南の水源は尾鈴山系のふもとだ。あれは町の水道の水源になっているんです。これだけは完全に守り切りました」というお話をされまして、水道水についてはかなり配慮されているなと感

じたんです。

そこで、先ほどモニタリングの結果の説明をいただきました。硝酸性窒素、亜硝酸性窒素は、書いてあるとおり、畜産地帯、あるいは有機質の堆肥を多用している農業地帯の宿命でして、かなり宮崎県は硝酸性窒素に地下水が汚染をされているんです。例えば20年前に、宮崎市近郊で大騒ぎになりました。これが地下水から……。長い間かけて地下水汚染が進んだと思いますが、その原因は——こちらは余り畜産地帯ではありませんが、児湯の畜産地帯から無償で鶏ふんとか豚ふんが熟成をせずに生で搬入されて、それを畑に散布した、これが大きな原因でした。この前行った川南の酪農家さんで聞きましたら、自分ところの圃場だけでは堆肥を処理し切れないというお話でした。切り返しの熟成の装置もありましたが、その能力をオーバーするんだなと思ったんです。これは宿命でして、有機質を多用すれば、当然地下水は亜硝酸性窒素がふえていくんです。生の堆肥を使うのは海岸線でも今やめたんです。それでもやっぱり都城地帯、はざまさんあたりが今海岸地帯に入ってきています。

そこで、私はこういうのは埋却地による影響ではないと思っているんです。しかしこれを使う以上は、大変だと思うんです。人が飲んだり——人は少ないかな、家畜、非常に影響が出ますから。1回汚染された水源はなかなか回復しないんです。それで、農業用水とか水道水を使える対策をこれから考えておく必要があるんじゃないかと、過去の宮崎市の実例から見て思います。当時大変な巨費を投じまして、農業用水の延長とか、水道水の延長とかやりました。もちろん国も応援してくれました。ぜひ考慮に入れてほしいと思っておりますが、どのようにお考え

ですか。

○橋本環境管理課長 確かに硝酸態窒素、委員おっしゃいますように、今後値が高くなる可能性もあると考えております。農業用水の利用につきましては、先ほど申しましたように、どの程度利用されているかということなども調査をしながら、また今後、代替、井戸水を使わなくてもいいような仕組みにつきまして、農政水産部など関係の部局と相談をしながらやっていきたいと考えております。

○福田委員 水は大変大事ですから、ぜひ取り組みをお願いしておきます。

関連しましてもう一点、太陽光の取りつけでございます。これはいろんな問題が出ておるんですが、太陽光はこれからどんどん普及していくんですね。つくっているところは非常に大きいメーカーですから、製品そのものにはそんなに問題ないんです。10年、15年してからの劣化の問題ですから。取りつけ時点のトラブルが多いんです。それで、業界団体としては、取りつけの資格者——国家資格までは行きませんが——を配置した工事店でなければソーラーの購入をしないよという呼びかけがなされるようではありますが、補助金を使って取りつけるということは、税金ですから、太陽光発電の取りつけの資格を持った人が配置されている業者を選定するよう、補助の段階で注意を喚起される必要があるんじゃないか。そうすることが雨漏りなんかを防止する。特に宮崎県は台風も多いですから、パネルの飛散なんかを未然に防げると考えております。ソーラー取りつけ士の資格を持った人材を配置した工事業者を考えたほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○金丸環境森林課長 きょうこの常任委員会で

出た御意見も踏まえて、また、この補助につきましては国もやっておりますし、多くの県がやっておりますので、そういった県の情報も入手しながら検討してまいりたいと思います。

○榎藤委員 予算説明資料の67、68、71ページにマイナスの予算、国庫補助決定とか口蹄疫復興対策に伴う補正というものが出てくるわけですが、こういうものの考え方、マイナスという部分等については、国だけの判断なのか、県も納得しているのか、そこら辺の説明をもう一回聞きたいと思います。

○森自然環境課長 委員御指摘の67ページで御説明をいたしますと、(事項)山地治山事業費は1億8,864万4,000円の増額をお願いしておりますが、説明の欄にありますように、1の復旧治山事業につきましては2億5,117万9,000円の増額、2の予防治山事業につきましては1億3,047万8,000円の減額という御説明をしましたが、実は復旧治山事業につきましては補助金でございます。それから2の予防治山事業につきましては、今年度から農山漁村地域整備交付金が新たに創設されて一緒にやるわけなんです。当初の県の予算の組み立ての状況ではこの配分がうまくいっていなかったと、それで国の交付決定の関係で、交付決定後にこの額が決定されて、予算を流動的にさせていただくという状況でございます。

○榎藤委員 私どもが一々全部聞いても、それぞれの理由はあるんじゃないかと思います。基本的には、要するに求めていたものがゼロになる、あるいは新しく要望する、そういうもの等について県みずからが、これは減らして、こっちを足してこういう事業と一緒にしてくださいということも、口蹄疫等についてはあったんじゃないかと。要するに、一方では削減してそれ

を集約して口蹄疫対策として使おうとか、そういう流れの中ではなくて、あくまでも国との——形式的と言ったら悪いけど、県は、欲しいということでやらなくて、実質的なデメリットはないんでしょうかというのが本旨です。

○森自然環境課長 委員御指摘のとおりでございまして、口蹄疫復興対策もあわせてやれる市町村、いわゆる口蹄疫被害に遭った市町村の箇所を優先するというので、それもあわせて交付金と補助金のやり合いもありましてこういう結果になった次第でございまして。決して国の交付決定だけということではございません。

○榎藤委員 時間の関係で次に行きますが、77ページ、技術センターの試験研究ということなんですけど、私も政務調査で上海等に行って、中国の富裕層の内装等の需要について現地で見ると、宮崎にゆかりのある民間の人が任意でやっているような印象を受けて帰ってきたところなんです。我々としては、あれだけの市場で、いいという評価になったらぐっとふえるんじゃないかという期待があるんですけど、そういうようなことから考えると、今国内でも合板とかいろんなものの研究が進んでいて、高級感を出すためにいろんな高級材を張りつけたりしていると思うんですけど、この研究経費というものはそういうことを念頭に置いての研究なのだろうかと思うんですけど。

○有馬木材利用技術センター所長 これは中国等となっておりますけれども、富裕層を中心として建築の内部のやり方が大分変わってきたということは事実でございまして。その中であって、今までの試みというのは、ある物件に対して単純に対応するというので恐らくやってこられた。民ベースが多いですからそういうことだったと思います。ただ、それに当たりましてはい

ろいろな問題がございます。もうちょっと広げよう。今回のプロジェクトの一番大事なところは、こちらのシステムを単純に持っていくのではなくて、向こうは建築の施工体系が日本とは大分違います。躯体と内部と完全に分けておりますので、発注体系も全く違います。向こうの施工体系に合わせるようなことを考えないと、全部をこっちが持って行ってやるということは現実的ではありませんし、逆に言うとトラブルが多い原因にもなります。そういうことで、今回のプロジェクトで考えておりますのは、向こうの体系を向こうの方々とよく話し合った上で、情報をきちっと共有し合って、簡単に言うと信頼関係が基本でございまして、それをベースにして、どういう体系が向こうの建物に一番合うのかということのを推し進めようというのが今回の趣旨でございまして。

○榎藤委員 時間の関係ではしよりますが、例えば、昔、日本で豪邸をつくと大理石でふろ場をやるような——我々が足を踏み入れて使っているところを見ても、美容室とかは本当に実用的にこなし切っているんだらうかと、そういうふうを感じるんです。だから、現地の人たちが本当にこれはいいものだ、木の文化を理解してもらいながら、実質的にふえていくためにはもっともっと研究が必要じゃないかと思えますし、代理店も、今一生懸命やってくれている人が悪いとかいう意味じゃなくて、もっともっとふえて当然かなと、中国社会で富裕層が本当にいいと評価してくれるのならですね。そういうことで、これは頑張ってもらいたいということで、次に進ませてまいります。

それから説明資料の4ページで、山の履歴書じゃないですけど、そういうものを整備していくということなんですけど、裏山なんかは、個人

で頼んでも、規模が小さ過ぎて引き受けてくれないんです。間伐とか、材料が出荷できるようになっても、出し賃が高いよとか、わざわざそこだけに行っても採算がとれんということでそのままになっている例がある。実際私もそういう経験者なんです。各森林組合と相談していただいて——森林組合は独自に考えているかもしれませんが、対象の山の木の年齢とか、諸塚とかの作業部隊の人が入って、1日で一遍にA、B、Cの山をやっつけて、出すときもと、そういう班編成とか戦略的なものに使ってほしいと思うんです。そういうところに皆さんはもう頭が行っているんじゃないかと思うんですが。

○佐藤計画指導監 今の委員の御指摘のとおりでございます。この大きな目的は、施業履歴とか作業路のデータを取り込むということになっていますけれども、根本的には、今委員が言われましたように、例えば作業路の周りにぽつぽつとしたのがたくさんありますと、一つ一つではなかなかやってくれないという事情がございますので、それをまとめて大きい単位にしてコストを下げてるべく安く上げて、森林所有者の方に少しでも還元できることを目的に、いつごろ施業したとか、道が近くにあるかないか、どのぐらいの費用がかかるかを含めて、まとめてすることを第一の目的とした事業でございます。そのための調査ということで考えております。

○榎藤委員 次に進みます。徳重委員、また福田委員からも指摘がありました地下水の調査等について、あるいは悪臭等も一部入りますが、今は手探り状態というのは確かにわかるんですが、例えば学説的一般論で、3年目が腐敗が一番激しいとか想定して、私は前の議会でマスタープラン的なものをつくってほしいと言って、そ

れがだんだんできているのかなとも思うんですけど、そういう時期に差しかかったときは、3カ月じゃなくて毎月でもやりますよとか、そういう肉づけをぜひお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○橋本環境管理課長 埋却地の環境調査につきましては、先ほど御説明しましたとおり、地下水についてはまだ今のところは出ていないと、悪臭につきましても、今のところは周辺に広く拡散するような強いにおいは出ていないところでございますが、ただいま委員おっしゃいましたとおり、今後どうなるのかは全くわからないところでございます。御承知のとおり、国内におきまして29万頭もの家畜を埋却したという事例はこれまでございませんので、果たして環境への影響がどうなるのかは全く予想がつかないところでございます。

委員おっしゃいますマスタープランでございますが、どの時点でどれぐらいの調査をするのかにつきましては、現在のところはなかなか難しいと思っております。とりあえずことし1年やってみて、計画をつくるような基礎資料が得られれば、そういったことも考えていく必要はあるのではないかと考えておりますし、また専門家の方々の御意見なども伺いながら今後考えていきたいと思っております。

○榎藤委員 駆け足で行きます。19ページのモニタリング調査のポツの3番目のところで、先ほど福田委員からも話が出た、役場の畜産課長さんが、「尾鈴山系からの湧出水だから大丈夫だと思う」、そういうお話があったんですけど、この文章だけを知らない人を見ると、地下水を水道水に使っているんじゃないか、そういう危惧が出てくると思うんです。差し出がましいんですが、この水道水については、水源とか水脈か

ら心配はないんだけどもというようなことを入れてもらいたい。知らない人から見ると、270何カ所の中から水道水をとっているような誤解を招く、何でもない誤解ですから、そういうことを要望しておきたいと思います。以上です。

○十屋委員長 要望をお願いします。

○星原委員 ちょっとお聞きしたいんですが、太陽光発電システムの件です。ここに予算額として、今回また補正で1億円余が組まれたんですよね。ということは、事業期間が21年度から23年度となっているんですが、23年度分を前倒ししてやったのか、ことしは補正があって、23年度は23年度で新たに予算計上していこうとしているのか、その辺はどうなんですか。

○金丸環境森林課長 実は財源につきましてはグリーンニューディール基金という財源を活用しております、太陽光発電に使えるお金が約3億円ございました。21年度は別の財源で活用したんですが、22年と23年でその3億円を使っていこうという計画で、その半分ずつということで、当初予算の段階では1億5,000万を準備したということがございます。1億5,000万では足りないというか、非常に人気のあるものでございまして、当初の段階から年度途中で底をつくんじゃないかという予想はあったんですが、まさにそのとおりになったという状況で、残りの1億5,000万を前倒しするかどうかという議論をかなりいたしまして、一応23年までの事業としておりますので、全額を前倒しするわけにはいかないだろうという判断のもとに、結果として、残りの1億5,000万のうちの1億円を前倒ししたという現時点での状況でございます。

○星原委員 3億円ということになると、あともう4,000万ちょっとになりますよね。ことし、当初から補正まで組まなくちゃいけないぐらい

設置する方がふえたということですね。だから来年もかなり希望者がふえるんじゃないか。だから、希望者がふえた場合に考えておかなきゃならんだろうと思うんです。今、景気が冷え込んでいるわけですから、少しでも景気をよくするには市場に金が回らにゃいかんだろうという考え方でいくと、22年度の当初ぐらいは……。そうすると1億円ぐらい不足するような感じになるわけですけども。どこかから捻出してそういう形を考えるべきじゃないか。私はもう3年前につけましたから補助金全然なしでしたけど。

今、宮崎もシェルも来るということでいろんなこともあるわけです。宮崎は太陽の国とか県とか言葉を使っているわけですから、こういう面に特化して少し予算を流して、宮崎は、いろんなところに行ったら太陽光発電を利用している建物が多いと、そういう一つのPRにもなるわけですから、自然を使つてのエネルギーというのは大事だと思いますので、何か捻出して予算組みに持っていけるように考えていただきたいと思うんですが、どうですか。

○金丸環境森林課長 私ども環境森林部としましては、地球温暖化対策、省エネルギーを進めるという立場でございますから、星原委員の意見に全く同感でございますが、御承知のとおりの大変厳しい財政状況の中で、かなり大きなまとまったお金を準備しないとイケない性格のものでございます。選択と集中という中で、この事業の重要性を考えた場合に、私ども自身がそこで財源をつくっていかないといけないという厳しい問題があります。現時点でなかなか前向きな答えはできないわけですけども、十分に御意見も踏まえて検討してまいりたいと思います。

○星原委員 県民がひとしく税金が使えるという一つのポイントにもなると思うんです。つきたい人がおればみんな同じように配分されるわけですから。厳しい財政の中で予算獲得が厳しいのかもしれませんが、そういう意味で少し頑張って予算を組んでみてください。そうするとまた県民もつけるところがいっぱい出てくるんじゃないかと思しますので、よろしくをお願いします。

次に、5ページの地下水の件ですが、予算額として1,250万円余計上されて、事業主体が県と市町村とうたわれているんですが、これは県が出して、市町村もこれについての負担割合があるんですか。

○橋本環境管理課長 この事業につきましては、市町村、県がそれぞれ2分の1ずつ負担するということを考えております。

○星原委員 今、2分の1ずつということだったんですね。だけど、今回の形からいけば、市町村もかなり出費があって財政的には非常に厳しいんじゃないかという判断と、今回の口蹄疫というのは法定伝染病であって、国とか県の段階でこういう調査費とかいろんなのは組んでいかないと、3年後で予算がないということになると——問題は3年、5年、10年後の話だと思うんです。そこら辺を予算のとり方というか基準をぴしっと決めていかないと、どこが最後まで追っかけていくかということを決めておかないと。市町村が2分の1ということになると、もし何かあったときにはその割合でとなると、検査の数をふやしたりとなってくると負担割合が厳しくなるんじゃないかと想定するんです。この予算の決め方は、最初ですから、宮崎で初めて大きく29万頭ぐらい出て埋却してこういう問題が起きているわけです。今後どこで発生するかわからんわけですから、地下水汚染なんか

に対しての判断の仕方、予算の組み方——どこまで国が責任を持つとか県が持つ、あるいは市町村もあるのかもしれませんが、その辺のところも想定して予算組みとかいろんなことを考えておかないと、今の時点はそれでもいいと思うんですけれども、将来に向けての部分まで判断しないと、それが参考にされてずっと流れるという感じも出るわけですから、その辺のところの判断がどういうふうにされたのかなと思ったところですが、その辺はどうなんですか。

○橋本環境管理課長 ただいま委員がおっしゃいましたとおり、これにつきましてははもともと口蹄疫が原因でございまして、私どももこれにつきましては本来国が負担すべきであるという考えのもとで、先般国のほうに要望いたしました「口蹄疫復興に関する緊急要望」の中で、基金で手当てをしていただくようにということをお願いしているところでございます。

なお、先ほど市町村と県で2分の1ずつの費用負担ということをお話ししましたが、モニタリング調査につきましては2分の1ずつの負担ということで市町村をお願いしておりますが、詳細調査につきましては全部県のほうで費用負担をするということで考えているところでございます。

○星原委員 今回の宮崎がモデルになって、口蹄疫についての予算配分や今後の対応の仕方が決まっていくと思うんです。先のことまで考えて検討して今後とも取り組んでもらいたいと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

○十屋委員長 それでは、その他の報告事項について説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いしたいと思います。

それで、時間が11時25分になっておりますの

で、環境基本総合計画、それから森林・林業長期計画まで説明ができればそこまで行きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○金丸環境森林課長 それでは、常任委員会資料の9ページをお願いいたします。今年度、「新たな宮崎県環境基本総合計画」を策定することといたしております。今般、その素案がまとまりましたので、御説明を申し上げます。

9ページ、10ページにありますように、第1章基本的な事項、第2章環境の現状と課題、第3章長期的な目標、第4章環境分野別の施策の展開、第5章重点プロジェクト、第6章計画の推進、こういった6章立てで策定することとしております。

11ページをお願いいたします。今後のスケジュールではありますが、主な部分を申し上げますと、9月下旬から11月上旬にかけてパブリックコメント、県民との意見交換、市町村への意見照会を行いまして、11月中旬の環境審議会を経て、11月議会のこの常任委員会で計画最終案の御説明をいたしたいと考えております。そして、下から2段目ですが、来年2月議会に議案として提出いたしたいと考えております。

続きまして、別冊の資料、右上に「資料1」と書いた分厚い冊子をお願いいたします。まず表紙をごらんいただきたいと思います。新たな計画の名称を「宮崎県環境計画」といたしたいと考えております。

表紙をおめくりいただきたいと思います。先ほど申し上げましたように、6章立ての構成としております。

めくっていただいて、1ページをお願いいたします。第1章基本的な事項であります。

1の計画策定の経緯、趣旨につきましては、1の最後の段落にありますように、現在の計画

では別立てとしております「宮崎県廃棄物処理計画」を、この環境計画に統合することといたしたいと考えております。

2の計画の性格と役割では、この環境計画が5つの側面を持っていることを述べております。すなわち、1つには県の総合計画の「部門別計画」であること、2つには宮崎県環境基本条例に規定する「環境基本計画」であること、3つには地球温暖化対策推進法に規定する「地方公共団体実行計画」であること、4つには環境教育推進法に規定する「環境教育の推進に関する方針」であること、5つには、今申し上げましたように「廃棄物処理計画」であることの5つでございます。

2ページをお願いいたします。下のほう、3の計画の期間につきましては、平成23年度から32年度までの10カ年の計画といたします。

4ページをお願いいたします。新たな計画の全体構成図でございます。全部で6章で構成いたします。第3章のところをごらんいただきたいと思います。10年後の本県の目指すべき環境像を想定いたしまして、その実現のために県民が共有できるスローガンといたしまして、「新しい「太陽と緑の国みやざき」の実現」という目標を掲げたいと考えております。第4章では、第2章の現状と課題、第3章の長期的な目標を踏まえまして施策の展開を記載しております。

「1低炭素社会の構築」以下4つの項目がございます。この4つの施策を支える共通基盤といたしまして、その下に、5といたしまして地域社会づくり、6といたしまして人づくり、この2つが4つの施策を支えるという構成にしております。第5章では、重点プロジェクトといたしまして、第4章で示しました施策のうち最優先で取り組むべき課題をプロジェクトとして定

めております。

続きまして、6ページをお願いしたいと思います。第2章環境の現状と課題でございます。

1では、日照時間あるいは降水量など本県の豊かな自然環境や温暖な気候を述べております。

2の社会経済の動向では、本県の人口、産業の状況を述べております。

右のページ、7ページの3では、昭和30年代から今日に至る環境問題についての推移を記述しております。

8ページをお願いいたします。4の県民の環境意識の現状でございます。本年5月に実施いたしました県民アンケート、事業者アンケートの結果を記載しております。真ん中の表にありますように、県内の、個人につきましては3,000人、法人につきましては1,000社を対象に実施しております。

アンケートの結果につきまして1つだけ御紹介したいと思います。9ページの表と図をごらんください。環境に関する満足度と重要度の表と図でございます。特徴的なことを申し上げますと、一番下の分布図をごらんいただきますと、縦が環境に関する重要度、横が満足度を示す図でございます。右上のほうに①、⑤、⑩という数字がございます。これは重要度も高く満足度も高いといったものですが、①、⑤、⑩は、その上の表をごらんいただきますと、①が「空気のさわやかさ」、⑤が「緑の豊かさ」、⑩が「日あたり」、こういったものは環境として重要である、そして満足しているといった傾向が出ています。それとは違いまして、一番下の分布図の左上のほうに②というのがございますが、これは重要度は高いが満足度は低いということになります。②は何かと申しますと、その上の表をごらんいただきますと「河川や湖沼、海のきれ

いさ」、こういったものは満足度が低いといったことがアンケート調査の結果出ております。大淀川の水質調査の結果が余りよくないといったことが反映しているのではないかと思います。

アンケートの調査結果につきまして、その次のページ以降にも何点かございます。それと、別冊で資料2というのがございますが、アンケート調査の結果のさらに詳しいものを用意しておりますので、恐れ入りますが、これは後ほどまたごらんいただければと思います。

続きまして、14ページをお願いいたします。環境分野別の現状と課題でございます。14ページから49ページにかけて、「地球温暖化防止」「大気・水・化学物質等」6つの環境分野別に現状と課題を分析しております。時間の関係もありますので、ポイントに絞った説明にさせていただきます。

まず、地球温暖化に関することでございますが、16ページをお願いいたします。一番上のグラフでございます。これは県内の温室効果ガス全体の排出量の推移でございます。一番左側、平成2年度の基準年に比較いたしまして、排出量がその後大きく減少しております。これは、旭化成における生産設備の改善によります一酸化二窒素の排出削減が影響しているものでございます。

一方で、真ん中の表は二酸化炭素の排出量をあらわしておりますが、基準年の平成2年度と比較しまして増加しております。その原因いたしましては、一番下の表にありますように、業務部門あるいは家庭部門の二酸化炭素排出量の増加によると考えられます。

特徴の2点目を申し上げたいと思います。ページがずっと飛びますが、31ページをお願いいたします。廃棄物のことを述べているところで

ございますが、グラフをごらんいただきたいと思
います。一般廃棄物のリサイクル率を示したも
のです。黒丸の折れ線グラフが本県のリサイク
ル率でございますが、18年度までは右肩上がり
でリサイクル率が伸びてきております。これは、
県内の一般廃棄物処理施設がおおむねこのこ
ろまでに整備されたことが一因であると考えて
いるところでございます。

続きまして、ページがずっと飛びまして、大
変申しわけございません、50ページをお願い
いたします。第3章長期的な目標でございます。

1の目指すべき環境像につきましては、本県
の自然条件、気候条件等を踏まえまして、宮崎
らしさ、宮崎ならではの計画となるよう、下
のほうの枠囲みの中でございますが、「新しい「太
陽と緑の国みやざき」の実現 ～太陽光や森林
資源を活かした環境にやさしい持続可能な社会
づくりをリードします～」、こういったスローガ
ンを目標にしてやっていきたいと考えておりま
す。

51ページをお願いいたします。温室効果ガス
の削減目標数値を定めたいと思っておりますが、
現在は空欄となっております。現在、事務局の
ほうで検討しておりますので、11月議会でお示
しを申し上げたいと考えております。

その次、53ページから58ページにかけまして、
6つの分野別に10年後の本県の美しく輝いた環
境のイメージをイラストで表現しております。

続きまして、59ページをお願いいたします。
第4章環境分野別の施策の展開でございます。

この体系図にありますように、今後取り組む
分野別施策につきまして、「低炭素社会の構築」
「地球環境、大気・水環境等の保全」など6つ
の視点から定めております。またこの6つの視
点の下に、59ページであれば、「二酸化炭素等排

出削減」など17本の施策の方向がぶら下がって
おります。そのような体系図にしております。61
ページまでが体系図でございます。

62ページ以降に、それぞれ施策の方向に従い
まして記述しております。県といたしましては、
今後10年間で、ここに記載しております施策の
方向に従いまして事業化、予算化に向けた努力
を行ってまいりたいと考えておりますが、県行
政の取り組みだけでは環境問題は解決しません。
したがって、県民、団体、事業者、市町村
の取り組みが不可欠でありますので、それぞ
れの施策につきまして、63ページの下の方に書
いておりますように、「各主体に期待される役割」
を各施策ごとに記述しているところでございま
す。

62ページの低炭素社会の構築についてでござ
います。1番目の二酸化炭素等排出削減では、
①の1つ目の丸にありますように、温室効果ガ
ス削減のための取り組み事例、その効果などを
県民にわかりやすく示すことにより、効果的な
普及啓発を図ります。また、真ん中あたり、②
の2つ目の丸にありますように、温室効果ガス
排出削減への取り組みを積極的に実施している
事業者に対してインセンティブを与えるなどの
取り組みを行ってまいりたいと考えております。

65ページをお願いいたします。1—2の再生
可能エネルギーの利用促進でございますが、①
の太陽光、太陽熱エネルギーの導入促進、②の
バイオマスエネルギーの導入促進に取り組んで
まいりたいと考えております。

また、67ページの1—3二酸化炭素吸収源対
策といたしまして、②の真ん中あたりでござい
ますが、オフセット・クレジット制度等の活用
による森林整備に取り組むなど、本県の豊かな
自然環境を生かした取り組みを行ってまいりた

いと考えております。

次に、69ページをお願いいたします。2番目の視点でございます、地球環境、大気・水環境等の保全についてでございます。

これにつきましては72ページをごらんいただきたいと思っております。2—2水環境の保全につきましては、先ほど申し上げましたように、アンケート調査による県民の満足度が低いといった状況がございますので、そういったことを意識しながら、①の1つ目の丸にありますような監視体制の充実、あるいは①の3つ目の丸にありますような水質汚濁物質の排出源となる工場、事業場に対する監視・指導に取り組んでまいりたいと考えております。

79ページをお願いいたします。3番目の視点でございます、循環型社会の形成についてであります。1つ目の柱の廃棄物の適正処理と4Rの推進では、真ん中から下のほう、③の3つ目の丸以下に記載しておりますように、農林業の盛んな本県の地域性を生かしまして、広域的または特定地域におけるリサイクルシステムの構築などを図ってまいりたいと考えております。

85ページをお願いいたします。4番目の視点であります、生物多様性の保全についてであります。1番目の柱であります生物多様性の確保では、④下のほうにありますように、希少野生動植物の保護を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、94ページをお願いいたします。5番目の視点でございます、環境と調和した地域・社会づくりでございます。5—1環境にやさしい地域・産業づくりでは、下のほうの③にありますように、農薬・化学肥料の使用量低減が可能となる環境保全型農業技術の開発、あるいはエコファーマーの認定拡大を図るなど、環

境と調和した環境保全型農業を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、100ページをお願いいたします。6番目の視点、環境保全のために行動する人づくりでございます。6—1環境学習の推進では、アンケート調査等によりますと、学校での授業の充実、あるいは環境学習に関する情報提供が求められておりますので、これらに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上が、第4章環境分野別の施策の展開でございます。

続きまして、111ページをお願いいたします。第5章重点プロジェクトでございます。第4章で記述しております施策のうち、宮崎県の特徴を生かした取り組みや迅速な対応が求められる取り組みにつきまして、重点プロジェクトとして整理しております。

プロジェクトを4つ掲げております。まず、太陽の国づくりプロジェクトでは、太陽光を中心とした再生可能エネルギーの利用促進を通じて低炭素社会の実現を目指します。緑の国づくりプロジェクトでは、森林や水資源の保全、循環型社会形成のシステムづくりを行います。農畜産業のグリーン化プロジェクトでは、農畜産業における環境配慮の推進や、口蹄疫からの復興における埋却地などの環境対策を行ってまいります。みやざきの人材育成プロジェクトでは、環境学習の充実を通じまして人材育成を目指してまいります。

113ページをお願いいたします。太陽の国づくりプロジェクトでございますが、(2)の図にありますように、みやざきソーラーフロンティア構想の推進、再生可能エネルギーの利用促進、低炭素社会に向けた「みやざきモデル」の構築、カーボンオフセットの取り組み、こういったこ

とを通じまして太陽の国「みやざき」を実現するものでございます。114ページをお願いします。2つ目の丸にありますように、低炭素社会に向けた「みやざきモデル」の構築では、①の温室効果ガス削減のための新たな仕組みづくりに加えまして、②のバイオマス資源を活用した環境価値の創出、③のJ-V-E-R制度等を活用した森林整備の促進など、本県の豊かなバイオマス資源や森林資源を活用した温暖化対策を行ってまいりたいと考えております。

115ページの緑の国づくりプロジェクトでありますが、(2)をごらんいただきますと、みやざきの循環システム構築、水環境の保全、カーボンオフセットの取り組みを通じまして、緑の国「みやざき」の実現を図ってまいります。続きまして、116ページをお願いいたします。真ん中あたり2つ目の丸でありますが、水環境の保全でございます。生活排水処理施設の計画的な整備、下水道や農業集落排水等の向上などの施策を展開してまいりたいと考えております。

117ページをお願いいたします。農畜産業のグリーン化プロジェクトでございます。(2)にありますように、農畜産業における地球温暖化対策、農畜産業におけるリサイクル推進、埋却地のモニタリング、環境対策に取り組むことによりまして、環境にやさしい農畜産業を実現するものでございます。118ページをお願いいたします。ほとんど空欄となっておりますが、これについては現在、農政水産部と協議中でございますので、11月議会でお示し申し上げたいと思っております。口蹄疫に係る悪臭の発生、水質の影響に備えまして、継続的な環境モニタリング調査等の環境対策について記述してまいりたいと考えております。

119ページでございます。宮崎の人材育成プロ

ジェクトの(2)でございりますが、環境学習ネットワークの構築、森林環境教育の充実、「エコの国みやざき」づくりの推進事業を通じまして、新しい「太陽と緑の国みやざき」を支える人材の育成を図ってまいります。120ページをお願いいたします。環境学習ネットワークの構築など、より充実した環境学習を行うことができるようにしてまいりたいと考えております。

最後に、121ページでございまして。第6章計画の推進であります。宮崎県環境審議会、環境みやざき推進協議会、県庁内の各部局と連携いたしまして計画を推進してまいりますとともに、122ページにありますように、環境指標の進捗状況につきましては環境白書によって公表してまいりたいと考えております。

説明は以上でございまして。

○佐藤計画指導監 「新たな宮崎県森林・林業長期計画(素案)」につきましては、昨年度から策定作業を進めてまいりましたけれども、計画の素案がまとまりましたので、ここに御説明させていただきます。

それではまず、委員会資料12～13ページを開きください。計画の概要を示しておりますけれども、具体的な内容につきましては、後ほど別冊のほうで御説明いたします。

次に、14ページをお願いいたします。今後のスケジュールでございましてけれども、この計画素案に係るパブリックコメント等を行った上で、11月までに計画原案を作成し、11月議会に説明し、来年の2月議会に議案として提出する予定になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、計画素案の内容について説明させていただきます。

別冊の資料3「新たな宮崎県森林・林業長期計画(素案)」の1～2ページをお開きください。まず、第1章計画策定にあたってであります。

第1節の計画策定の趣旨では、森林・林業をめぐる情勢の変化や国の森林・林業再生プランへの対応など、新たな計画策定の必要性を述べております。第2節では、計画策定の位置づけについて、第3節では、計画期間が平成23年度から32年度までの10年間であること、第4節では、計画の策定方法について記述しております。

次に、3ページをお願いいたします。第2章森林・林業・木材産業を取り巻く諸情勢であります。

第1節の森林・林業・木材産業を取り巻く情勢の変化につきましては、1にありますように、国の木材自給率の大幅な引き上げなどを掲げた「森林・林業再生プラン」策定の動き、2の住宅着工戸数の減少や国産材への原料転換等の木材需給構造の変化、右の4ページの3にありますように、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の制定や、木質バイオマスの燃料としての利用など、木材の利用拡大に向けた新たな動き、4の京都議定書の目標達成に向けた動きやJ-VER制度の取り組みといった地球温暖化防止に向けた動き、次に、5ページになりますけれども、5の野生鳥獣による森林被害の増加について記述しております。

次に、6ページをお願いいたします。第2節の本県の森林・林業・木材産業の現状と課題であります。1の森林資源に関することから、ちょっと飛びますけれども、17ページにあります6の山村地域に関する事まで、大きく6項目に分けて、森林資源の充実や木材需要の減少に伴う木材価格の長期低迷等の現状、森林の適正管理の確保、安定的な原木供給体制及び加工・

流通体制の強化といった課題等について記述しております。

次に、19ページをお願いいたします。第3節の森林・林業・木材産業に期待される役割であります。「森林の役割」と「林業・木材産業の役割」の大きく2つに分けておりますけれども、森林につきましては、木材等林産物を供給する役割や安全で快適な生活環境を守る役割などについて、林業・木材産業につきましては、木製材品等を供給する役割や、雇用の確保・創出等を通じた地域経済を活性化させる役割等について記述しております。

次に、21ページをお願いいたします。第3章計画の目標と施策の基本方向であります。

第1節では、本県の森林・林業・木材産業が目指す姿とその実現のための基本目標について記述しております。目指す姿につきましては、

(1)にありますように、森林では、災害の防止や水源の涵養など森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるとともに、未利用木質バイオマスの利用など、森林から生み出される資源が無駄なく有効に活用されている姿を、また(2)の林業におきましては、施業の集約化や効率的な生産基盤の整備が進み、木材、特用林産物の生産性の向上や就労環境の改善が図られ、安定した所得と林業担い手が確保された魅力ある産業となっている姿を、さらに、右側の22ページでございますけれども、(3)の木材産業では、品質・性能の確かな製材品等が安定的に供給されているとともに、木材の多様な分野での利用が進み、外材から国産材へのシェア拡大をリードする産業となっている姿などについて記述しているところでございます。

次に、23ページをお開きください。基本目標でございますけれども、一番下にありますよう

に「低炭素社会づくりをリードする力強い林業・木材産業の確立と山村の再生」を掲げ、またサブタイトルといたしましては「森林機能の高度発揮と木材のフル活用を通じて」としておるところでございます。

24ページをごらんください。第2節では、基本目標達成のために推進する施策の基本方向と施策体系について記述しています。施策の基本方向につきましては、枠の中にありますように、①の人と環境を支える多様で豊かな森林づくり、②の循環型の力強い林業・木材産業づくり、③の森林・林業・木材産業を担う山村・人づくりの3つを基本方向としているところがございます。

続きまして、26ページをお開きください。第4章基本計画でございます。今回の計画の特徴的な取り組みにつきまして下線を引いておりますので、その中から主なものについて説明したいと思います。

まず、第1節人と環境を支える多様で豊かな森林づくりでは、28ページの上段の②、③にありますように、市町村が作成する市町村森林整備計画に対しましてフォレスターが助言するとともに、森林施業プランナーが作成した森林経営計画に基づきまして、持続的かつ効率的な森林施業の実践を推進します。また、その下の(3)の①にありますように、長伐期施業に向けた伐採方法の検討や、路網の整備と高性能林業機械等を組み合わせた効率的な作業システムを構築いたします。次に、29ページをごらんください。一番下の(1)の④にありますように、市町村と連携して大規模な森林売買等の情報把握や対策の検討を行います。

次に、31ページをごらんください。第1節に係る数値目標でございますけれども、1—③再

造林面積など9つの項目について、直近の数値と、計画の中間及び最終年における目標数値を掲げているところがございます。

次に、33ページをお開きください。第2節循環型の力強い林業・木材産業づくりでは、34ページの(1)の④にありますように、労働投下量の大きい植栽・下刈り作業において省力化・合理化を進め、林業経営のコスト削減に取り組みます。また、その下の⑤にありますように、森林境界の明確化や植伐動向・施業履歴データの把握など森林資源情報の管理強化に取り組んでいくこととしております。次に、35ページをお開きください。一番上の1行目でございますけれども、(4)にありますように、オフセット・クレジット制度等の普及に向けた適正な森林の施業の推進などに取り組み、森林資源の新たな経済的価値の積極的活用を図ってまいります。

次に、36ページをごらんください。(3)にありますように、今後増大が見込まれます大径材の伐採・搬出に対応した林業機械の適切な組み合わせや、伐採や搬出技術の継承・普及による生産性の向上など、大径材の伐採・搬出に対応した体制の整備に取り組んでまいります。

また、その下の(1)の②にありますように、大型製材工場と中小製材工場の連携強化等により、高品質で多様な製品の供給を推進します。さらに、その下の(2)にありますように、今後の大径材の増加に対応していくため、断面の大きな柱やはり、けたなどの構造材の加工体制の整備や大径材加工工場の整備促進に取り組んでまいります。

次に、38ページをお開きください。県産材の需要拡大の推進といたしまして、(4)の①にありますように、外材が多く使われているはりやけたなどに杉大径材を活用した家づくりを促進

するとともに、(5)の①にありますように、木質バイオマスの利用拡大等に努めてまいります。

次に、41ページをお開きください。第2節に係る数値目標につきましては16項目を掲げております。このうち2—④素材生産量につきましては、造林・保育の面積や林業就業者数などの目標値を決定する上でその算定基礎となるものでありますが、最終年であります平成32年の目標を190万立方メートルとしているところでございます。

次に、44ページをお開きください。第3節森林・林業・木材産業を担う山村・人づくりでは、右側、45ページの(2)の②にありますように、カーボンオフセット等を活用した森林資源の新たな価値の付加に努めますとともに、(3)の③にありますように、地域内の林業と建設産業が連携した災害に強い作業道の開設を促進します。

次に、46ページをお開きください。(2)の森林経営能力の優れた林業事業体の育成では、①から③にありますように、森林組合と民間事業体のそれぞれの役割を強化いたしますとともに、それぞれの得意分野を生かした連携を促進します。

次に、48ページをお開きください。第3節に係る数値目標につきましては、3—①に掲げておりますように、林業就業者数など7項目を挙げているところでございます。

次に、49ページをお開きください。第5章の戦略プロジェクトについて御説明いたします。第4章において施策展開方向を3つに分類いたしましたけれども、戦略プロジェクトでは重点的に取り組むものを分野横断的かつ具体的に示しておりまして、おおむね5年間のうちに着手すべきものとして位置づけております。

具体的には、1行目にありますように、林業・

木材産業の低コスト化と木材の需要拡大によりまして森林所有者等の所得確保を目指すことといたしまして、「低コスト林業の実践等による所得の確保」をテーマに3つのプロジェクトを提示しております。

それではまず、49ページの1番目の低コスト林業の実践プロジェクトでございます。本県の資源や生産基盤を生かし、全国に先駆けて採算性の高い林業を実現するために、まず戦略1で伐採のときの先行地ごしらえ等による造林経費の削減等により、割高となっております造林や保育経費の削減を目指す低コスト林業を確立いたします。機械を組み合わせた作業システムの確立と路網の集中的な整備を推進いたします。また、間伐の素材生産性の目標を1日1人当たり10立方メートルといたします「間伐10(いちまる)運動」を展開していくことなどを掲げております。

戦略2では、本県の森林造成を主体的に担っております森林組合を中心にした森林施業プランナーや現場技術者の養成、森林組合と素材生産事業体の協業化の推進、また、地域の核となる林業事業体を「中核認定事業体」として位置づけることにより、経営感覚にすぐれた事業体の育成等を図ります。

戦略3におきましては、施業効率化に不可欠な森林情報の精度向上など情報の高度化のため、人工衛星データの活用や、施業履歴などを森林GISに取り込み、地形等に応じた宮崎型の森林ゾーニングを確立し、効率的な森林施業を推進することなどを掲げております。

次に、50ページをごらんください。2の県産材の利用拡大推進プロジェクトでは、本県木材のブランド化を図り、県内外での需要拡大を図るため、低コストで品質の確かな製品の生産・

加工・流通のシステムを確立いたしまして、国際競争に対応できる国産材安定供給体制を進めてまいります。

戦略1では、大径材も含めた量産体制や2シフト制の導入等の稼働率向上、大型トレーラーを活用した加工・流通コストの大幅な削減等を目指します。

戦略2では、県産材のセールスポイントを創出するため、木材の合法性の証明やトレーサビリティシステムを確立するとともに、人工乾燥材等高次加工製品の増産体制の整備や、中小工場から大型工場まで地域一体となった協業化を図りまして、大径材をはり、けたにふんだんに使用した建築構法の普及拡大や、マンションリフォームの内装材としての需要開拓、公共施設等の木造化や店舗等の非住宅分野への木造化の推進などにより、市場ニーズに対応した乾燥材等の供給体制の整備や、宮崎の大径材を活用した市場の創出を図ってまいります。

戦略3では、今後、木材生産が増加することから、原木市場の選別やストック機能を活用し、需要先ごとに原木の選別を行い、適正価格で安定供給するシステムの整備や、合板や集成材用ラミナ、製紙用チップへの販売を拡大し、木質資源の徹底利用を促進いたします。

次に、51ページをお開きください。3の新たな森林資源の活用推進プロジェクトでは、本県の豊かな森林資源に新たな経済的価値等を付加することによりまして、環境や社会貢献等に対する企業等の取り組みを加速いたしますとともに、森林資源の利用促進等により森林所有者等の所得向上に努めてまいります。

戦略1では、森林の環境資源としての活用促進のため、オフセット・クレジット制度を活用した取り組みを加速し、県外の企業等からの本

県森林への投資を呼び込むことで山元への利益還元に努めますとともに、県民や企業等に県産材の利用についてわかりやすく普及啓発することなどに取り組んでまいります。

戦略2では、未利用の林地残材の搬出コストの低減、木質バイオマス発電による固定買い取り制度を利用した林地残材の利用促進や、異業種等との連携によるプラスチック木材などの新たな活用により、新しい木材の活用方法の開発に取り組めます。

戦略3におきましては、山村地域の貴重な現金収入源となっております乾シイタケの生産施設の団地化などによりまして生産量の飛躍的な増加を目指します。また、森林セラピー基地等を拠点とした体験・滞在型ツーリズムの推進や、産直住宅ツアー等の取り組みなどを推進し、林業所得の増大や山村の働く場の創出に取り組めます。

以上3つのプロジェクトによりまして、林業の低コスト化の実現と新たな収入源の確保を図り、林業の所得向上を実現したいと考えておるところでございます。

次に、52ページをお開きください。第6章の地域計画であります。

これは今回の計画から新たに加えたものでございますが、西臼杵支庁、各農林振興局ごとに、目指す姿の実現に向けて地域的な特徴を生かして取り組む重点推進目標を設定し、その目標達成に向けた具体的な取り組みについて記述しております。例えば西臼杵地域では、林業経営がシイタケ栽培や農業との複合経営が中心となっております。産直住宅や森林セラピーなどの取り組みも行っておりますことから、重点推進目標を「豊かな自然と森林資源を活かした地域の活性化」といたしまして、西臼杵材の活用促

進やシイタケの生産振興、森林セラピーなど森林の総合利用の推進に取り組んでいくこととしております。

最後になりますが、66ページをお開きください。第7章計画の実現に向けてでありますけれども、ここでは、計画実現のため、行政や森林所有者、県民等が果たすべきそれぞれの役割や、国民との連携、また計画の進行管理について記述しております。

なお、今まで説明を行いました素案の内容や文章表現、目標値等につきましては、今後の状況の変化等に伴い変更の可能性もございますことを御了承いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上で素案の説明を終わります。

○十屋委員長 ありがとうございます。ここで暫時休憩いたしたいと思います。1時5分再開をお願いいたします。

午後0時9分休憩

午後1時6分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

引き続き、説明をお願いいたします。

○福田循環社会推進課長 エコクリーンプラザみやざき問題について御報告いたします。

委員会資料の15ページをお開きください。まず、(1)の浸出水調整池補強工事の進捗状況についてであります。8月末までに、4つの水槽のうち、第1-1及び第1-2水槽の工事が完了しました。このことから、公社では今月中に水張り試験を行い、漏水など異常が確認されなかった場合には、水槽内部の防水防食塗装や配管のつけかえ工事などを行い、10月には、現在使用中の第3水槽から切りかえて使用開始する予定にしております。また、第2水槽につきま

しては、現在、底版や縦げたなどの工事が進められており、第3水槽については、第1-1及び第1-2水槽へ使用を切りかえた後、スムーズに工事に着工できるよう頂版の土砂撤去などの準備が進められております。なお、8月末時点の工事進捗率は60.6%であります。

次に、(2)浸出水処理水の下水道放流についてであります。6月末までに実施設計を終えた公社は、7月に廃棄物処理法上の施設変更許可申請を宮崎市に行いました。また、宮崎市上下水道局とは下水道接続に向けた事前協議を進めており、この協議が終了次第、許可申請を行う予定にしております。公社としましては一連の手続を11月末までには終えて、速やかに下水道接続工事着手に向けた準備に入りたいとしております。なお、下水道接続に伴う費用負担(概算額7億4,000万円)につきましては、公社の行う工事に支障がないよう、今月から県及び関係市町村とで協議を開始したいと考えております。

続きまして、(3)の検察審査会への審査申し立てについてであります。8月26日に公社の臨時理事会が開催され、ことし1月に宮崎地方検察庁が平成17年当時の役職員5名を不起訴処分としたことを不服としまして、一般国民の良識を反映した判断を仰ぐために、検察審査会に審査申し立てを行うことを、理事会の総意として決定いたしました。公社が審査申し立てを行う理由は②に記載しているとおりであり、申し立ての内容や申立書を提出する時期につきましては、弁護士と協議して決めたいとしております。

最後に、(4)の公社の組織改革についてであります。今年度から公社の事務局には、県及び宮崎市職員OBが参事として配置されておりましたが、同じく8月26日の臨時理事会におきまして、これら参事2名が常勤の理事として選任

されたところであります。昨年、理事会及び評議員会の構成を参画市町村中心に改めたのに続きまして、今回、県及び宮崎市職員OBを常勤の理事として配置することにより、さらに責任の所在が明確で効率的な組織体制になったものと考えております。

なお、右側16ページには、写真のコピーでちょっと見づらいのですが、浸出水調整池第1-1、第1-2及び第2水槽内部の補強工事の進捗状況についてお示ししております。以上であります。

○河野森林整備課長 森林整備課です。

委員会資料の17ページをお開きください。予定価格の事後公表の一部試行の拡大についてであります。

公共三部におきましては、現在、1にありますように、土木一式2,000万円以上など、表に記載しております比較的規模の大きな工事等で予定価格の事後公表を試行しているところであります。

これを今回、2の試行の拡大にありますように、予定価格の公表時期の今後の取り扱いを検討するために、土木一式2,000万円未満など、現在事前公表としています、表に記載の価格帯の工事につきましても事後公表とするものであります。試行の対象となる工事につきましては、

(1) にありますように、公共三部がことし10月から12月に公告いたします工事のうち半数程度行うこととしております。また、(2) にありますように、工事費内訳書の提出につきましても新たに事後公表とする案件につきましてもこれまでどおり提出を求めますが、提出されない場合、白紙の場合を除きまして、内容の不備を理由としては無効としないこととしております。

3の今後の対応であります、今回の試行の結果を十分検証しながら、今年度中に、来年度以降の取り扱いを検討することとしております。

なお、試行に当たりまして、入札の不調・不落が多発して事業の適正な執行に支障を来すような場合には、中止も含めまして柔軟に対応してまいりたいと考えております。以上であります。

○十屋委員長 ありがとうございます。その他の報告事項について説明がございました。

委員の皆様のご質問を求めたいと思います。

○星原委員 環境計画、それから林業の長期計画という10年間のスパンの説明をいただいたんですが、これを聞きながらすばらしい計画案だと思います。中身はまだ精査していないので細かいことはあれなんです、10年間でここまでの計画を掲げるとなると、毎年の予算計画が立てられないと、実際の実行ができるのかなというふうに思うんですが、仮に10年間でこういう形に向けていった場合にはどれぐらいの予算計画を立てているものですか、金額的なもの。

○金丸環境森林課長 今回の計画を10年計画にしております理由につきましては、県の総合計画の見直しが進められておりまして、同じく23年度から32年までの10年計画で県全体の長期計画がつくられることになっております。先ほど御説明しました環境計画と森林・林業計画につきましては、県全体の総合計画の部門別計画という位置づけになっております。したがって、同じように10年間の計画ということにしております。

お尋ねの予算につきましては、この計画を達成する場合の予算が全体で幾らになるかといった試算はございませんが、この計画をできるだけ実現していくための共通の目標として、事業

化、予算化をそれぞれの年度でやっていきたいと、そういった位置づけになろうかと考えております。

○星原委員 今説明を受ければ、それも一つの方法ではあるんですが、しかし、これだけ立派な形でやるとなると、やっぱり計画立てる段階でもある程度数字を追いながらやって——ただ目標を掲げるだけでどうなのかなと。宮崎県のこれから10年間の税収の問題とか、国のほうからのいろんな補助金とか出てきますよね。そういったものも確実に獲得していかないとできないわけですから、計画立てる以上は、ある程度財源的な裏づけというのもどこかにないと、プランだけになって、夢みたいな感じになったって、県民にこれを示されたときに、本当にできるのかな、どうかなという感じを持つと思うんです。一応計画がこうやって示されると、そういうふうになるのかなと夢を抱いたりするわけですから、つくる以上は、どういった形でこれぐらいの試算をしているとか、これぐらいの資金的なものがないとかんというのが出てきやへんかなと思うんです。先ほどの太陽光のときも言ったわけですが、ここにもそういううたい方をしている。来年の予算でもなかなか厳しいのに、こういう形を示されて、目標値だけを出して、それで本当にいいのか。具現化していくためにこれぐらいのところまでは予算的な裏づけがあるんだというものがなくて、こういう計画というのはあくまでも計画でつくるものなんですか。

○金丸環境森林課長 おっしゃる意図は理解できるのですが、今回示しております計画は具体的な施策ではございません。ある意味では大きな目標に向かって、毎年毎年の新規事業とか改善事業の中で具体的な施策をつくっていかうといっ

たような性格でございます。もう一つは、今後10年間の財政状況、財政は生き物でございますので、それがどのような形になっていくかということも、現時点では明確に見込むことはなかなか難しい面がございます。おっしゃる意図はわかるのですが、この計画と予算をリンクさせて表現していくのは非常に難しいというふうに考えております。

○星原委員 林業計画なんかでもそれぞれ数字をはめ込んでいるわけですよ、こうやって見ると。数字まで入れて10年後にはこうしていくんだという目標を立てられる。ということになると、10年前からこれまでの進んできたいろんな計画があつて、それが実際になされたかどうかというのをもとにして、今後10年間を、過去のいろんな資料、データを基準にしながら、ここまでは進められるだろうとか、ここまでは具体化になっていくだろうという立て方をするのが計画じゃないかと思うわけです。

だから、林業の長期計画でも、我々から見ると、木材価格が1万円を切って8,000円とか9,000円の価格帯が続くようであれば、幾ら掲げても後継者も何もつukれないんじゃないかと思うわけです。こういう中につくるのであれば、木材価格を1万5,000円なら1万5,000円にするためにはどういう形にするか、そこら辺が基本になってくれば、後継者でも、林業関係で仕事をしようとする人でもおると思うんですが……。乾燥材をやるとか、販路開拓していくとか、新たな製品をつくり上げて市場に出して行ってちゃんとそれだけのものがある。だから、山をつくるだけじゃなくて、最後の販路のところまでいった計画がなされんと、計画倒れに終わっちゃうんじゃないかという気がするんです。皆さんが計画を立てて10年後にいるかということ、幹部の

人たちは多分いませんよね。だから、計画を立てたときからこれまでの10年間でどれぐらいになってきた。これからは、目標にするのはいいんだけど、これぐらいはやらんといかんと、守れんというもので立てていかないといけないと思うんですが、あくまでもプランに目標を掲げるだけで、これに沿って、実際従事する人とか、かわりを持った人たちがその中に生まれてくるわけですから、その人たちが、この計画に沿って進んでいけば山には未来があるとか、そういうものが持てるようでないといけないと思うんですが……。そういう考え方じゃなくて、一定の目標を掲げた計画にするものですか、こういう素案という形だと。

○金丸環境森林課長 行政がつくり出す計画の意義というか意味合いというか、星原委員のおっしゃっておられる趣旨はそういうことに行き着くのではないかなと思うんですが、計画については、法律とか条例を根拠にして、あるスパンでの行政の共通目標を持つための計画をつくるようにということが根拠として定められております。その意義につきましては、一つは、県民全体が、今後県が目指すべき共通目標を理解し合って、その方向で行政が進んでいくんだという共通認識を持つ、あるいは私ども行政も、今、委員がおっしゃったように人がかわっていきますので、長いスパンの中で目標がぶれないように、同じ目標に向かって一定のスパンの中ではやっいていこうと、そういった一つの目標を持つという意味合いがあるのだろうと思います。

おっしゃっておられる予算につきましては、国の計画、あるいは私どものこれまでの計画につきましても、恐らく他県も一緒だと思いますが、それを予算とリンクさせてというのではないかなと思っています。

○星原委員 その部分は、金の面もそうだろうと思うんです。ただ、現実にプランだけでいかなら、プランは幾らでも描けますよね。それはそれでいいんです。しかし、こういうものが示されて目標にしていくということであれば、10年後は10年後でいいんですが、2年後とか4年後とかスパンを決めながら、どういったスケジュールで、どの辺までは最低持っていかなくちゃいけないというものは、どこかに検証したりチェックしながら進んでいかないと。10年先のところまで立てるよりか、きょうが厳しいとかあしたが厳しい人もいっぱいおるわけですから、その中でどういうこととかね。確かに先を見ることもいいんですけど、余り長過ぎて、時代がどう変化していくかわからんのに、だったら5年ぐらいのスパンで確実に推し進めていきたいというものを示していただいたほうが、よりわかりやすいし、また県民もその目標に向かってとか、地域の中でも、あるいは県も市町村も連携していかなくちゃいけないわけですから、そういう流れの中で進むべきじゃないかなと思うんです。

先ほどの説明を聞きながらすばらしいなと思いつつも、こういう方向にするためには、どういうふうこれから毎年具体化、正式な政策として乗せていくのかなという感じを受けたものですから、どういうつくり方をするのか、その辺の判断を聞いたところです。わかりました。

○福田委員 私もずっと午前中説明を聞いておりました、内容的には非常にすばらしいです。ところが、今、星原委員からも出ましたとおり、実際の実働部隊、これが中山間地域では非常に不足をしているわけです。この内容からして、現実に経済行為として即現金収入が得られるプランがちょっと寂しいなと考えているんです。

例えば、かつて私どもが若いころ、20代、30代前半までは、中山間の入郷地区での現金収入はシイタケでした。100億台でした。今数字を見ますと全国2位と書いてあるけど、ただ乾燥シイタケの2位で、金額的には20億ちょっとなんです。とてもとても中山間地域の経済を支えるだけの数字じゃない。都合のいい数字を順位として並べたりしているわけです。これは何も皮肉を言うわけじゃありません。本当に実効あるものをつくってもらいたいと思ひまして。

特に、私はシイタケに関しましては以前から言っていますが、乾シイタケの需要というのも一定のものはありますが、やはりシイタケは圧倒的に生ですから、生シイタケに力点を置いた本県の特用林産の開発をやってほしい。ほかに施設キノコはたくさんあります、シメジとかエノキとかマイタケとか。いろいろ見ますと、宮崎県がかつて全国に名を誇っておったシイタケのブランドをもう一回再生することが必要だと思ひました。ほかの施設キノコは大手が全部シェアを押さえましたね。私が20年前に視察に行った新潟県の雪国まいたけ、もう株式上場しました。私が20年前お訪ねしたときには一豆腐屋さんです。豆腐屋さんが今、株式上場した立派な会社になっている。すごいですね。ホクト産業だってそうです。その間、我が宮崎県は細々と乾シイタケだけやってきた。

今度、口蹄疫が発生しまして、産地構造の転換を再生・復興の計画で出していますから、この際、環境森林部としてはこの一角に食い込んで、児湯地区は畜産の密度が高くて産地構造を転換しなくてはいけないと言っているんですから、林務の出番だと思うんです。ここに菌床シイタケ等の栽培施設を、畜舎があきますから、空き畜舎を利用してやることで、産地構造の、

いわゆる畜産と耕種群のバランスの問題、あるいは現金収入の問題、できると思うんです。

実は口蹄疫が発生する前に、都農で空き畜舎を利用してシイタケの施設栽培をやっているところを見ました。はあ、こういう利用があるのかと。それはプロイラーの鶏舎でした。断熱材等で覆って空調を入れて、中古品でございましたが。すばらしい経営をやっている。こういうことをやってもらう。林務としては広葉樹、かつてはチップとして非常に需要があったんですが、今は輸入針葉樹でチップをやっていますから、ほとんど県内の広葉樹のチップ工場はやまりました——私の地元なんかも事業閉鎖に追い込まれたんですが。この広葉樹も大々的に使える。しかも菌床のシイタケ栽培が終了した後の廃菌床を畜産の飼料としても使える。これはキノコで発酵していますから、それに栄養剤としてはぬかとか麦ぬか、ふすまが入っているわけですから、これは長野県では試験をやっています。この文章から見たら、循環型——できると思ひました。だから、非常に構想はいいのが書いてある。何か現実に取り組んでもらう。今回の口蹄疫を機会に、ぜひ児湯地区——一ツ瀬川流域は広葉樹の大宝庫です。これを利用した生シイタケの栽培をやってほしいと思ひます。

一昨年、徳島県に行きました。1個のグループが宮崎県の乾シイタケの金額と同じ販売金額を持っているんです。関西市場を全部押さえてしまっている。今、関西市場で生シイタケを押さえているのは徳島県と島根県です。宮崎県はいろんな素材を持っていますから、今までは農政とか林務とか私は言っていますが、林務なら林務で取り組んでもらうと、最初の広葉樹の資源を持っていますから。やることによってこれから林務の活躍の場が出てくると考えており

ます。この前、残念ながら時間の関係で部長に質問できませんでしたが、ひとつどうお考えか、お聞きしたいと思います。

○吉瀬環境森林部長 今おっしゃいました生シイタケ、確かに最近は菌床シイタケの割合が非常にふえてきておりまして、今9割近く占めているのが現実でございます。本県の中山間地といたしますと、おっしゃいますようにシイタケが昔からありましたわけで、それはやはり昔の交通環境、消費地に遠いということもあって、乾シイタケという長もちするものをつくってきた時代だったと思います。現在、消費志向云々で生シイタケの志向が非常に高いということもありまして、おっしゃいますように新たにそういうことに取り組む人も非常にふえておりますので、我々特用林産物を振興する立場といたしましては、原木シイタケであれ菌床シイタケであれ、いずれも推進をしていこうというふうに考えております。

ただ、1点だけ気になりますのは、菌床シイタケにつきましては初期投資の額が非常に多くなると思います。あるいは技術力等ありますので、そこいらにつきましては、県の融資制度等もありますので、その辺を活用して取り組んでいただければいいなというふうには考えております。

○福田委員 中山間地域はその考えでいいと思いますが、今回、私は児湯地区の例の畜種群と耕種群のバランスをとるための一つの品目として、ぜひ生シイタケ——たまたま一ツ瀬川流域に広葉樹がいっぱいありますから、これを利用したおが粉でやることによって、非常に児湯地区は、畜産との絡みで、廃菌床が畜産の敷料にも使えますし、えさにも使えますから、いいと思うんです。どこの部も出していないから、

私はきょうは会派のアンケートに書きました。ぜひ取り組んでいただきたい。これは口蹄疫関連で予算の獲得もやりやすいと思います。お願いをしておきます。

○榑藤委員 順番がばらばらになるかもしれませんが、常任委員会資料の17ページの入札の試行のことです。これは事前に書類はもらっていたんだけど、余り読んでなかったんですが、一つには、半数程度を試行するという事なんですが、現在は事前公表で、半数を事後ということは、事前も事後もあるというふうに考えていいのかなどか。

○河野森林整備課長 今現在は2,000万円を超えるものについてはすべて事後公表、未満のものについてはすべて事前公表という取り扱いになっておりまして、平成20年の10月から試行をやっております。

○榑藤委員 ということは両方あるということですか、そうじゃないということですか。

○河野森林整備課長 現在は、2,000万円を境に事前と事後の両方でやっております。

○榑藤委員 試行する10月から12月までがそうなるということですか。

○河野森林整備課長 書いていまとおおり、10月から12月の3カ月間に公共三部で発注いたします2,000万円未満のものについても、半数程度試行的にやってみましょうということでございます。

○榑藤委員 試行しないときは事前公表で全部いっていったんでしょうか。今度事後公表を半数するという事は、事前と事後が50%ずつあるんですかという端的な質問です。

○河野森林整備課長 今まではすべて2,000万円未満は事前公表でございまして、10月から12月間は半々ぐらいで行われるということでございます。

ます。

○**榎藤委員** それはどんなふうを選ぶんですか。

○**河野森林整備課長** 公共三部の工種がそれぞれありますので、とられる業者さんも異なります。同じ工種で半々に分けるようなことを考えておきまして、例えば環境森林部でありますと治山と林道両方あります。治山で半分、林道で半分、そういったやり方を考えております。

○**榎藤委員** ちょっと納得がいきにくいのは、今まで事前でしたよと、今後は事後を試行しますということであれば、半数というのがどういう議論でそういうふうになったのでしょうか。私の考えは、試行を3カ月やるといったら、今まで事前だったのを全部事後でどうしてやらんのだらうかと、そういう疑問です。

○**河野森林整備課長** 2,000万円未満の工事をとられる業者さんというのは、クラスで言えばC・Dクラスになります。会社でも技術者を数多く抱えておらないといえますか、積算する力が比較的弱いのかなと思っていまして、平成20年の10月から導入するときも、当初はいろんな意見がありまして、すべての工事を事後という話もあったんですが、技術者を抱えている数がそれぞれ違いますので、急激にやりますといろいろな問題が出るかもしれないということで、当時は2,000万円以上がよしということで判断があったわけでございます。さっき言いましたように、入札に対する不調とか不落とか、適切な執行に影響を及ぼすようなことも考えられますので、今回は期間を3カ月間限って約半分程度やりたいということでございます。

○**榎藤委員** わかるんですが、事前公表と事後公表を半々で試行したらかえって混乱するんじゃないか。私の考えとしては、試行を3カ月やる場合は、今まで事前だったけど、事後に全

部3カ月間やってみましょうということのほうで混乱はしないんじゃないか。事前の人たちから見ると、なれているから今後も残してくれみたいなことになるんじゃないかという感じがしているものですから。事後というのは、きちっと積算根拠とかをはっきりして自分でとるとよと、そういう意思表示が明確じゃないか、私の理解が間違っているかもしれんけど、そんなふうで考えるんです。だから、前のやつを残して、今度は半々を事前と事後とするといったら、混乱せんのかなという疑問があるんです。

○**河野森林整備課長** 一つには、半々で事前公表と事後公表を比較しまして、どういった傾向が出ているかという判断の一つの材料を今回得たいということでございます。

○**榎藤委員** そうすると、3カ月後のフォローの仕方、調査の仕方はどういうふうにするんですか。

○**河野森林整備課長** 12月まで試行を拡大しまして、1月から3月の間で影響の有無を検証しまして、23年度以降の取り扱いについて判断をしていきたいと考えております。

○**榎藤委員** 皆さんがおやりになると決めたんだから、それはそれでいいのかなと思うけど、ずっと事前のままで3カ月間くる人も半分おるわけですね。事後でテスト的に請けた人が半分おる、そういう理解でいいんですか。

○**河野森林整備課長** 今回、以前事前だった工事についても一部事後公表としますというアナウンスといいますか周知、その分については既にホームページ等で周知しているんですけども、公告するときも、「この工事については事後公表案件です」とお知らせしますし、この工事は事後公表だけど入札参加してみるかとか、それぞれの企業で判断されるのではないかと思います。

ます。とにかく私どものねらいとしては、同時期にやってどういうふうな応札傾向になるのか、その影響について知りたい、参考としたいというのがねらいでございます。

○**権藤委員** 時間の関係でこれ以上申し上げませんけれども、内容の不備は失格になるかならんかというあたりも含めて、試行が終わった段階で聞かんと私もわからんわけですけど、どうも釈然としないものですから。今の説明を聞いてもしません。かえって混乱を招くんじゃないかという気がしたものですからお聞きをしたところです。

時間の関係で次に行きますが、さっき星原さんから出ておりました、環境の憲法か条例かわかりませんが、そういうものにも匹敵するような、全体にわたった、論理的に各論も含めた形で編集されて、説明を受けて、非常に苦勞されたんだろうなと思ったところです。

今問題になっている別な話ですが、マニフェスト等については、工程表があつて、お金があつて、どんなふうになっていくのかということが一番問題であつて、文章としては平面的にばつと広がっているような感じがしないでもないんです。行政はどれだけのお金でどれだけのことをしていくのか、時系列的にやっていかにやいかん。それはまた年度予算でやりますということであろうと思うんですが、いずれにしても、今後については、単年度予算、中期、長期、10年をどういうふうに当初の2～3年はやっていくとか3段階ぐらいに、工程表というものはなくて、早急に取り組むべきもの、中期に取り組むべきものを整理していただいて、余りややこしい工程表だ何だとは言わなくても、実行計画みたいなものを、もうちょっと予算と結びつけた形で、最初の3段階ぐらいの単年度予算

と、3分の1ぐらいの年度はこういうことできくというものが欲しいような気がしたんですが、そういうのは今後つくる計画ですか。

○**金丸環境森林課長** 今、総合政策課を中心に、先ほど申し上げた長期計画をつくろうとしていますが、その中では、基本的には、20年後の本県の将来像を描きながら、そして10年間の施策の展開をつくっていくことが一つ。もう一つは、今委員がおっしゃった、中期の目標と申しますか、知事選が今度ありますけれども、知事の任期に相当する期間での計画も別につくろうとしております。私たちが今つくろうとしております基本計画は、総合政策課が考えている20年、10年、それと知事の任期の計画、その分野別の施策でございますので、そういう中で中期的なものも含めて書いてあるというふうに理解しております。

もう一つは、数値目標がそれぞれ環境計画、森林・林業計画にもありますので、こういったものについてはそれぞれ毎年進行管理をしながら、公表もしながら点検をしまいたいというふうに考えております。

○**権藤委員** 時間の関係で次行きます。15ページの報告事項のエコクリーンプラザみやぎのことですが、これは理事会の議事録というのは公開ですよ。

○**福田循環社会推進課長** 理事会はオープンでやっておりますので、公開されております。

○**権藤委員** 前にこの工事の不完全そのものを確認するときにも理事会の議事録をもらったような気がするんですが、私は、特に背任罪について、本会議でも質問しましたが、十分時間がなかったのでまた聞くんですが、却下された理由が、工事が確かに不完全だったと、一方ではオープンを抑えて、どうしたものかという部分

が議論されて、結果的にはオープンがおくれないようにそのまま行った。一方では、不完全なものに契約のお金を払ったりして背任罪じゃないかというのがあるけど、検察としては、お金をもらって、工事が完全でないことを知りながらやったとかいうものはないから却下しますということだろうと思うんです。11名ぐらい理事がおられて臨時の検討をやって、やろうということになったということです。集約されて報告していただいているんだけど、その中でどういう議論があったのか。どういう議論というのは、人にまつわるものなのか、本当にこれは勝訴できるのかとか、そういう角度の議論があったのかどうか知りたいんです。損害賠償と違って、背任罪というのは、この人たちは、ずっとやっていけば、ずっと白い目で見られていく。これが仮に取り下げましたということになれば、5人の名誉は、グレーと見る人もおるかもしれんけど、一応はそこで終わると思うんです。県民の関心その他を仰ぐためにやるんだとか書いてあるんだけど、その議論の中身がこれではわからないんです。

○福田循環社会推進課長 今回の検察申し立てについての決定は、先ほど報告いたしましたように、8月26日の臨時理事会で決定をされたということですが、当日の理事会では、公社の事務局のほうから申し立てをする3つの理由を挙げておりますけれども、理由の説明があり、申し立てを行いたい旨の提案がございまして、結果、理事の皆さんの総意で決定したということでありました。

ただ、今回のもとになっております刑事告訴につきまして、ことし1月に検察庁が不起訴処分をした以降、公社のほうで、地元の皆さん、地元対策協議会の皆さん、あるいは関係市町村

の皆さんのところに足を運ぶなどして、機会あるごとにこの不起訴処分に対する考え方とか、今後の対応についていろいろ協議、意見交換を積み重ねてきたというふうに聞いております。その積み重ねの結果が、8月26日、事務局の提案に対して、総意という形で申し立てを決定したという流れと理解しております。

○榎藤委員 私は一つは要望として、11名の方がみんなそうだったのかなというのがあるんです。だから、公開できる範囲の議事録はぜひこの常任委員会に……。私は読みたいんです。それは非公開ではないと思うからですね。

もう一つは、総意であったというのと、11名がみんなそうだとやったじゃないんじゃないかというのがどうしてもあるんです。要するに人の名誉にかかわる問題だから、検察から却下されて、それ以上の新しい証拠とか見つかっていない。今のままずっといけば、5名の方は非常に苦しむと思うんです。その先には背任罪が成立するのかを見通して11人の理事は議論せにやいかんと思うんです。例えば、2～3名の方が慎重な意見を言われたとか、そういうことがあつてしかるべきと思うんですけど、この報告では、11名の総意と言われると、みんな「やりましょう」と言ったと。しかし、そういう議論はどこにあるのか。理事会の機能として、賛成という人がおれば、反対という人がいないとうまくいかんと私は思っているんです。

一つは議事録を整理されての提示、もう一つは、11名の総意というのと、11名全員賛成だったのかということです。そのことを確認したいんです。

○福田循環社会推進課長 先ほど申し上げましたように理事会は基本的にオープンになっておりますので、理事会の資料につきましては求め

に応じて御提供できると思います。

それから、すべてが賛成だったのかということですが、先ほど申し上げました、不起訴処分以降、機会あるごとに、もちろん理事さんである各関係市町村の首長さんとも協議した中では、検察の処分に従うべきという意見、また一方では申し立てを行うべきという意見、それぞれあったように聞いております。そういった議論を重ねて、結果として26日の理事会は、事務局の出した提案について、理事さん一同が異議ないという形で決まりましたので、そういう意味で「総意」という言い方をしております。「全会一致」という言い方はしておりませんで、理事さんのそれぞれの思い、考えはありながら、結果的には総意という形で決定しましたという表現をさせていただいております。

○**権藤委員** 次急ぎますが、今回、2名理事を常任理事会で追加したということなんですが、これは、この文章を読むとOBの人という解釈になるんですか。

○**福田循環社会推進課長** はい、書いてありますように、今年度、県のOBの方が4月1日から、宮崎市のOBの方が5月1日から、参事という形で事務局に配置をされておりました。これは昨年来の公社の事務局体制の強化という一環で配置をいたしまして、正式には理事会を経ないと理事あるいは常勤の理事になりませんので、それを経て今回常勤の理事になったという流れでございます。

○**権藤委員** 今は不完全だった取水プールの工事もやっているわけですが、それから裁判もあるでしょう。そういうことで専従の理事が必要だというのはわかるような気もしますが、これは暫定的じゃなくてずっといくのかどうか、そういう解釈の部分はどうなんですか。

○**福田循環社会推進課長** 先ほど申し上げましたように、今回の問題が起こったのが、責任の所在が明確ではないところも原因としてあるということで、体制を強化すべきという意見を受けまして、今回こういう配置をしておりますので、基本的には当面この体制で事務局は運営していかれると考えております。

○**十屋委員長** それでは、先ほど要求がありました議事録の公開できる部分につきましては、委員会のほうに出していただくということよろしいでしょうか。

○**緒嶋委員** 今までの長期計画というのがそれぞれあったと思うんです。その総括を前提に新たな計画は進めたわけですか。今までの長計を生かし、反省するというか、そのあたりの整合性、考え方はどうなるわけですか。新たな計画との整合性。そのあたりの反省に立った上で新しい計画は立てたのかどうか。今までの総括的なものがないと、新しいものができても、前がどうだったのか、それからスタートせんと、新しいものをつくりましたというよりも、前があつてしかるべきだと思うんですが、そこあたりはどうですか。

○**金丸環境森林課長** 環境計画のほうで申しますと、現在の計画が平成18年度から平成22年度までの5年計画でございます。いろんな数値目標がありまして、今、委員がおっしゃる、今の計画の反省となると、立てた数値目標等が達成しているかどうかということが一番の目に見える指標になると思います。

それで、余り答えにならない答えを今から申し上げるんですが、環境計画の場合、22年度までの計画ですから22年度までの数値目標が立っているんですが、これは国も県も一緒ですけれども、環境の指標の場合、なかなかそれがスピー

ディーに把握できないということがあります。例えば、温室効果ガスの排出量も、正直言うとまだ平成19年の分しか把握できないといった状況にあります。80数項目の数値目標がありますがけれども、その中で半分ぐらいはまだ確定していないということがありまして、そのようなことから計画をどう評価するかということには、現時点ではまだ至っていないということがございます。

○緒嶋委員 であれば、最初の現況値とかいろいろありますね。それそのものも怪しい数字ということになるわけですか。

○金丸環境森林課長 環境計画に限って申し上げますと、まだ空欄のところがいっぱいございます。これは、この数カ月間にできるだけ新しい数値を確定させて、それをもとに新しい計画の中での数値目標をつくっていきたいと考えております。

○緒嶋委員 数カ月とって、12月には出すわけでしょう。数カ月と言えんことないな、出てくるかな。

○金丸環境森林課長 先ほど申し上げました、一番は温室効果ガスの排出量になってまいりますが、現在19年度までしかわかっていませんけれども、20年度についてこの1～2カ月で出して、それを踏まえた上で目標数値をつくりたいと思っています。

○緒嶋委員 これは、松形知事が立てたのを、安藤さんがかわって計画を修正というか変更したこともあります。だから、20年先とって、今、東国原知事は1期でやめるかもわからんわけだが、20年とか10年という、信憑性とか信頼性というものは担保できるんですか。知事がかわれば、これをまた変えるということも当然出てくるということになるわけですか。

○金丸環境森林課長 特に知事との関係で言いますと、先ほど申し上げましたように県全体の長期計画がありますので、その中では知事の4年間の任期に伴う計画、具体的にはアクションプランと呼んでいるようですが、そういうものをつくっていきます。

○緒嶋委員 それとこの整合性というのが保たれるかどうかということです。

○金丸環境森林課長 県の全体の計画は、20年間の将来像を見通して、その中で10年間の分野別の施策の方向性を出そうとしております。私どもがつくっている10年間の計画は、県全体でつくろうとしている施策の方向性の分野別施策、より具体的なものが私たちの2つの計画でございます。

○緒嶋委員 それと、この計画も国の政策との整合性がなきゃいかんわけですね。国は将来、木材自給率を50%に高めようということをおっしゃるわけですか。今は20%ですが。そういうことを含めたものは森林・林業長期計画の中では加味してあるのかどうか。

○金丸環境森林課長 環境計画からまず申し上げますと、鳩山前首相が10年後の温室効果ガスの国全体の数値目標等を国連で発表されたと、そういったことがあって国会でもそれに基づいた温暖化法案が提出されたんですが、6月に廃案になったというような状況がありますので、国がどういう方向性を今から持っていくかということは、少し見てみないといけないと思っています。

それと、森林・林業について言いますと、森林・林業再生プランの中間取りまとめも出ておりますので、そういったことを強く意識して今回つくっております。

○緒嶋委員 これは、絵にかいたもちと言うと

言葉が悪いけど、そうなっちゃいかんわけです。我々もいろいろ議論もしておるんですが、太陽光なんかも、木造で家をつくって太陽光を上に乗せたら、10万じゃなく20万やりますとか、木材の消費拡大のために。50%に木材の需要を増すために、県は県で独自にそういうようなことをやって政策誘導するようなものが出てきて初めて、説得力のある、本当に真剣にいろいろな事業を展開しておるんだというのが出てくるわけです。ただ10万ですよじゃなく。そういうものを含めていかんとだめだし、数値目標というのは、毎年毎年の数値目標があって10年後の数値目標になるわけだから、進行管理の中では毎年の数値目標は当然立てるべきだと思うんですけど、それは立てられるわけですか。

○金丸環境森林課長 まず、1点目でおっしゃいました太陽光発電と木造という問題、あるいは県内の経済発展という意味での誘致企業に対するものとか、太陽光発電についてもいろんな工夫がないものかということは我々も真剣に考えていますが、その前に、太陽光発電の補助が続けられる財源が捻出できるかどうかということが、まずもって問題としてありますので、まずはそういうことを今から真剣に考えていかないといけないと思います。

○緒嶋委員 それが本音だと思うんです。そういう本音がある中で、実際この計画が実行できるかどうかということです。その辺を相当真剣に考えんと、これは作文としては100点満点だと思うんです。しかし、最後の122ページの3行が一番問題だと思うんです。「本計画の実効性を確保するため、環境指標を活用した進行管理を行います」、こういうことは毎年の数値目標を決めんと、進行管理がうまくいっておるかどうかわからんわけです。それと、これは議会に毎年進

行状況を報告しなければ、「環境審議会に報告する」だが、もう一つ、「議会に報告します」ということを当然入れるべきだと思うんですが、どうですか。

○金丸環境森林課長 検討させていただきたいと思います。

○緒嶋委員 検討じゃなくて、入れるべきだということでありますので、入れるということでもいいですか。

○吉瀬環境森林部長 進行管理は当然毎年のある程度の数値目標、これには……。おっしゃる通りに5年先とか10年先の数値目標しかありませんので、それを各年に引き直したものは具体的につくっていきながらやっていかないと、具体の実施事業は取り組めないと思っております。それと公表につきましては、これは審議会でいろいろ練られて答申を受けたりしますので、審議会にはもちろん報告するわけでございますけれども、そのほか県民等にも全部公表しますということです。当然議会のほうにも報告いたします。

○緒嶋委員 それは当然やっていただくということになると思うんですけれども、毎年の数値目標を決めた上で実行するというものでないと、私たちは皆さんがこれを実行してほしいから言いよるわけです。あなたたちを困らせるためじゃない。このとおりにしてほしい。そのためにはそういうものをして財政当局ともわたり合っしてほしい。これは100点満点だ。我々はあなたたちに「これはおかしい」と言いたくないんです。このとおりにしてほしい。その思いがあるから、ぜひ実行できるように、我々も応援します、だから、あなたたちも数値目標を決めて、議会もこれじゃないとだめだ、財政当局に強く当たるような気持ちでやってほしいという思いがあっ

て言いよるわけです。あなたたちの足を引っ張るつもりは全然ない、当然やってほしいということ強く要望して、私は終わります。

○徳重委員 予定価格の事前、事後ということでお尋ねをしたいと思います。宮崎県知事の官製談合ということから始まったわけでありましたが、4年の間に何回か制度が変わってきましたね、入札制度あるいは最低価格も何回もずっと上がってきたと思うんですけど、こういう状態では、業者の皆さん方は本当に困っていらっしゃると思っております。さらに、予定価格を今度また3カ月試行という形で——今まではすべて事前だったですね、事後というのはなかったんじゃないかと思うんですが、なぜ事前と事後と、事前のどこが悪くて今回事後を採用することになったのか、ちょっと教えてください。

○河野森林整備課長 予定価格の事後公表については、平成20年の10月から2,000万円以上のものについて行っているわけです。そのとき議会でも業界でもいろんな意見がありまして、「一挙にやるべし」という意見も中にはありました。ただ、先ほど言いましたけれども、2,000万円未満クラスになりますとC・Dクラスになりまして、技術者がいるのか、積算能力が十分あるのかという部分がありますので——申しおくれましたけど、今、入札するときには積算見積書を出すようにしているんです。そのときに中小の企業では見積もり能力を十分持ち合わせているのかという心配がございました。ですから、20年の10月からは2,000万円を超えるBクラス以上の比較的大きい工事についてのみやりまして、2,000万円未満については様子を見ようということで、今回、丸2年ほどたちましたから、半分くらい期間と工種を限定して試して、その結果、影響度合いを把握しようといったことで

取り組んでみたいということでございます。

○徳重委員 試してみようと、私はその意味がよく理解できないんですけど、事前の場合はもう数字が出ているわけですから、それに合わせて応札すればいいわけですけど、事後になった場合は一切自分でやっていかなきゃならないということになりますね。A、B、C、Dそれぞれプロの業者さんだと私は理解しているんですが、技術者もいなければ応札することもできないと思うんです。基準があるわけですから、それが応札できないということはありませんと思うんです。だから、事前であろう事後であろう、そんなにくるくる変える必要はないんじゃないかと思っております。それで今回、3カ月という試行期間というのは、業者さんにとっては非常におもしろくない、何でこういうことになったんだろうということになると思っていますが、そういう声は聞かれませんか。

○河野森林整備課長 今御説明しました、事後公表の一部拡大の内容については、公表したのが、9月2日に県のホームページに登載しておりまして、また業界団体にも同時に御説明もしたということですが、現在のところそういう異議といいますか反対の意見というのはいただいております。

○徳重委員 今までの入札の流れの中で、事前公表の中で失格者が非常に多いという話を聞いておるんです。これはどういう理解をすればいいんですか。事前公表で価格が公表になっているわけです。それなのに失格者が非常に多いという話をよく耳にするんですが、そういう事実がありますか。

○河野森林整備課長 予定価格を公表しているわけですから、最低制限価格も大体わかるわけです。ですから、そういったものではねられた

という案件は少ないんじゃないかと思っております。現に環境森林部所管の工事については発生していないと理解しております。

○徳重委員 私が知る限りの話、これは失格者だけの話ではありませんが、例えば入札した結果として、6,000万クラス、Bで11番目の人が落札しているんです。価格で1番、2番の人は落札していないんです。非常にアンバランスな話だと思ってですね。何で11番目の人が落札して、1番、2番の人は入札した価格は安かったんだけど入れなかったというのは、どういう理屈ですか。

○河野森林整備課長 今、委員がおっしゃったのは総合評価落札方式のケースだと思います。昨年、公共三部で73件の総合評価の方式をとっておりますけれども、一番安い札を入れたものがとれなかったケースは44%、32件ございました。それは技術力とか過去の実績が高く評価されて、総合的に計算すると上位に来たということだと思っています。

○徳重委員 最後にしたいと思いますが、総合評価によって、今おっしゃるようなことで、自分はちゃんとした計算をしてやるんだけど、例えば障がい者の方を雇っていなかった、あるいは消防団員がいなかった、たったそれだけの差で逆転したということで、残念がっていらっしゃる方が非常に多いんです。だから、もう我々はそういう職員を雇えないということで、もうだめだと、頭から、幾ら応札しても無理なんだと、落札できないんだという人が非常に多いような気がしてならないわけです。何とかちゃんとした確立をしてもらわなければ、全部一般競争入札でやってもらうと何ら問題はないんだけど、総合評価がすべて悪いとは言わないが、何か考えないと、県の入札方法についての不信感とい

うのはまだまだ広がっていくという気がしておりますので、ぜひそこ辺も考えていただいて、今後の参考にしていただきたいと思います。

○十屋委員長 委員の皆様、質疑はよろしいでしょうか。

それでは、議案、報告事項、その他についてありませんか。

それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。

執行部の皆様は大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後2時12分休憩

午後2時19分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

まず、新しく選任されました委員を紹介いたします。

串間市選出の岩下委員でございます。

○岩下委員 岩下斌彦です。よろしくお願いいたします。

○十屋委員長 それでは、本委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後にお願いをいたします。

○高島農政水産部長 農政水産部でございます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、お礼を申し上げさせていただきたいと思います。先日開催いたしました「新生！みやぎきの畜産」総決起大会につきまして、十屋委員長を初め各委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中御出席を賜り、まことにありがとうございました。

それでは、座って説明させていただきます。

まず、口蹄疫について御報告いたします。

4月20日に都農町で口蹄疫の発生が確認されてから、4カ月余りに及ぶ期間の関係各位の懸命な防疫作業や、県民の皆様方の御協力、そして県内外の多くの方々からの御支援により、8月27日には口蹄疫の終息宣言を迎えることができました。すべての皆様に心から感謝を申し上げます。

しかしながら、いつ何どき口蹄疫が発生するかわからないという危機感を持って、引き続き防疫体制を維持してまいり所存であります。

さて、御案内のとおり、8月29日より県内の家畜市場が再開しておりますが、大変心配されておりました子牛市場価格も、ほとんどの市場で平均価格が前年及び前回の価格を上回り、本県畜産の再生に向けて大きな弾みがついたのではないかと思います。本格的な再生に向けてはまだまだ多くの課題が山積をいたしております。今後とも、国や市町村を初め関係機関・団体と連携しながら、一つ一つ課題解決に取り組んでまいりたいと思っております。委員の皆様におかれましても、引き続き御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の環境農林水産常任委員会資料を1枚お開きいただきまして、説明項目をごらんいただきたいと思います。本日、農政水産部からは、Ⅰの議会提出議案1件、Ⅱの議会提出報告1件、Ⅲの委員会報告事項として3つの項目を予定しております。

資料の1ページをごらんください。議案第1号「平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）」についてであります。今回の補正は、口蹄疫の復興対策及び国庫補助決定に伴う補正でございます。補正額につきましては、平成22年度歳出予算課別集計表の中ほどの列、一般会計の合計の欄にありますように、15億7,758万4,000

円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、一般会計で953億3,169万2,000円、特別会計を合わせた農政水産部全体の補正後の予算額は、一番下にありましており957億6,780万3,000円となります。なお、詳細につきましては、後ほど関係課長から説明をさせていただきます。

次に、2ページをごらんください。繰越明許費についてであります。漁港漁場整備課の水産基盤整備事業の2カ所で、合計4億1,600万円の繰り越しをお願いいたしております。これらは、工法の検討等に日時を要したことによるものや、関係機関との調整等に日時を要したことによるもので、現時点で繰り越しが見込まれるものであります。

次に、議会提出報告についてであります。

資料の11ページをお願いいたします。県が口蹄疫防疫対策のために設置いたしました車両消毒ポイントにおける車両損傷事故の損害賠償額が決定いたしましたので、御報告いたします。内容につきましては、ここに記載しているとおりでございます。

続きまして、委員会報告事項についてでございます。

資料の12ページをお願いいたします。口蹄疫からの経営再開に向けた取り組み状況等と、17ページ以降の平成22年産早期米の概況及び戸別所得補償モデル対策について、後ほど関係課長から説明をさせていただきます。

なお、19ページの「予定価格の事後公表の一部試行の拡大について」につきましては、先ほど環境森林部より説明があったかと存じますので、説明は省略をさせていただきます。

私からは以上でございます。

○山之内地域農業推進課長 地域農業推進課で

ございます。

お手元の歳出予算説明資料の99ページをごらんください。地域農業推進課の9月補正予算額は、一般会計で9,503万3,000円の増額補正をお願いしております。9月補正後の一般会計予算額は、右から3番目の欄にありますように36億9,855万8,000円、特別会計を合わせた全体の予算額は38億7,936万8,000円となります。

それでは、101ページをお願いいたします。(事項) 農業会議・農業委員会費3,819万5,000円の増額をお願いしております。これは、農地法の改正によりまして国庫補助事業が新設されたこと等に伴い増額するものでございます。

次の(事項) 農業大学校費4,020万円の増額についてでございます。事業は、農業大学校家畜導入事業でございます。

委員会資料の3ページをお開きください。1の事業の目的でございますが、口蹄疫の発生により218頭の牛を殺処分した県立農業大学校におきまして、教育機能の回復を図るために実習用の牛を導入するものでございます。

2の(4)の1) 家畜導入計画にございますように、本年度は、黒毛和種53頭、乳用種5頭、交雑種17頭の計75頭、来年度は計35頭、2カ年度で合計110頭を導入する計画でございます。

2)の事業費でございますが、本年度は4,020万円、来年度は1,560万円を予定しておりまして、財源は、口蹄疫復興対策基金を充てることとしております。

再び歳出予算説明資料の101ページに戻っていただくようお願いいたします。一番下でございますけれども、みやざき農業経営力強化支援事業につきまして1,663万8,000円の増額をお願いしております。この事業では、本年度、農業法人等における雇用を143人支援する計画でございま

したが、雇用情勢が厳しいことから、70人追加・増員するために増額をお願いするものでございます。

地域農業推進課からは以上でございます。

○児玉畜産課長 畜産課でございます。畜産課の補正予算について御説明させていただきます。

歳出予算説明資料の103ページをお開きください。畜産課の平成22年度9月補正予算額は、一番上の行、一般会計で2億7,817万4,000円をお願いしております。その結果、右から3列目の補正後の額は599億6,238万円となります。

次に、105ページをお開きください。(事項) 公共畜産基盤再編総合整備事業費9,296万3,000円の増額であります。これは、宮崎中央地区の施設整備費等に対する国庫補助決定に伴うものでございます。

次の(事項) 口蹄疫復興対策事業費につきましては、すべて新規事業でありますので、詳細は別冊の環境農林水産常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の4ページをお開きください。まず、地域ぐるみ消毒体制整備事業についてでございます。

1の事業の目的にありますように、口蹄疫のような感染力の強い疾病の防疫対策は、個々の農家での取り組みも大切であります。地域ぐるみでの取り組みはさらに重要でありますことから、地域全体での消毒への取り組み強化と家畜の飼養衛生管理基準の遵守指導を通じて、畜産農家に対する日ごろからの防疫意識の高揚を図ることを目的としております。

具体的には、2の(4)の事業内容にありますように、まず畜産農家に対する消毒意識の啓発では、今回の口蹄疫の発生が4月20日でありましたことから、毎月20日を「県内一斉消毒の

日」と位置づけし、農家みずからが消毒を行う習慣づけを行うために、広報誌への記載や啓発チラシの配布、広報車による巡回などを実施することといたしております。また、飼養衛生管理基準に基づく畜舎の点検指導の実施では、地域の自衛防疫指定獣医師等による衛生指導を行うことといたしております。こうした取り組みによりまして、家畜保健衛生所や地域の自衛防疫組織等の関係機関一体となり、「県内一斉消毒の日」の実施状況や飼養衛生管理基準の遵守状況を再点検し、農家の衛生意識の向上や疾病の早期発見、早期通報の意識づけを行うことといたしております。

予算額として1,014万6,000円、事業期間は平成22年度から24年度の3年間、事業主体を県、畜産協会としております。

次に、5ページをごらんいただきたいと思っております。農場再開安全・安心確保事業でございます。

これは経済連等で一部実施されているところでございますが、内容といたしましては、1の事業の目的にありますように、観察牛を農場で一定期間飼育し、経過観察や抗体検査を実施した上で清浄性を確認し、経営再開に向け農家の意欲向上を図るとともに、全国に向けて安全・安心を発信するというものでございます。

事業の仕組みを右側の6ページに記載しておりますが、県内の酪農家で出荷遅延しております子牛を肥育農家に買い取ってもらいまして、それらの子牛を観察牛として経営再開を希望する農家に貸し付けいたしまして、発生農場の清浄性を確認することにしております。導入の予定といたしましては、8月27日以降、畜産試験場川南支場を初めとした県有施設の4カ所、日向市や西都市などの飛び火をした地域の6カ所、

疑似患畜確定日から殺処分までに長期間を要した農場のうち、小規模農場を除いた経営再開希望農家14戸を指定して実施したいと考えております。また9月中旬以降は、児湯郡内の経営再開を希望する農場で実施することとしております。この観察牛は、希望する農家にそれぞれ2～3頭ずつ貸し付けを行いまして、農業共済組合の獣医師により3週間の経過観察を行うこととしており、その間、導入時と2週間目に抗体検査を実施して清浄性を確認します。そして3週間の観察が終了したものにつきましては、もとの肥育農家に戻されるということになります。

5ページの2事業の概要に戻っていただきまして、(4)の事業内容でございますが、材料牛確保対策事業では、県の指定する農場及び県有施設等へ導入する72頭と、希望農家に導入する308頭の合計380頭を予定しております。農場配分計画の策定経費とか観察牛の貸付料と運賃の経費を助成分として計上しているところでございます。

次に、2)の清浄化確保対策事業のうち、観察牛の事故対策及び経過観察経費として、観察牛の万一の事故に対しまして一部助成を行うとともに、観察牛の経過観察を地元獣医師に実施してもらうための経費を助成することとしております。また、観察牛の飼料費の助成といたしまして380頭分を計上しております。

予算額として1,743万9,000円、事業期間は22年度の単年度でございます。事業主体は経済連、乳肥農協、農業共済組合でありまして、その必要な費用について助成をするものでございます。

次に、7ページをお開きいただきたいと思っております。肉用牛資源供給体制活用事業でございます。

これにつきましても経済連等で既に実施され

ているところでありますが、内容につきましては、1の事業の目的にありますように、子牛競り再開後に農家が購入した子牛を一定期間飼養する中間保有施設の利用促進等を行い、児湯地域の円滑な復興を図りますとともに、子牛価格の下落の抑制や畜産技術者等の雇用創出を図るものでございます。

8ページの事業の仕組み図をごらんいただきたいと思いますが、県内の子牛市場は8月29日から順次開催されておりますが、口蹄疫被害の大きかった児湯地域におきましては、11月をめどに家畜の導入が予定されており、競り開催と導入の時期にタイムラグが生じることとなります。そこで、この地域の早期復興を図るため、子牛競り市場で購入された雌子牛を、図の中ほどにあります中間保有施設で一定期間飼養いたしまして、妊娠牛として児湯地域に供給をいたします。また、中間保有施設が利用できない場合には、図の一番下になりますけれども、各地の繁殖農家で飼養してもらい、同様に妊娠牛として供給するというものでございます。また、去勢子牛につきましては、図の右下にありますように、県内の肥育農家やJAの肥育施設等を利用して保留を行うことで買い支えをするものでございます。

7ページに戻っていただきまして、2の(4)の事業内容についてであります。1)の繁殖保留対策の①では、中間保有施設の利用料の軽減を図るとともに、施設の円滑な運営を図るために新たに畜産技術者等を雇用する場合に支援を行うものであります。また②では、各地の繁殖農家が、児湯地域の復興のために雌牛を保留し妊娠牛として供給する場合に助成することとしております。

2)の肥育保留対策では、①の中間保有施設

の利用料の軽減と、②のJA等が素牛を購入して保留する場合に助成を行うものでございます。

予算額は1億1,565万6,000円で、事業期間は平成22年度から24年度の3年間としております。事業主体は経済連、各農協、畜連で、その必要な経費について助成するものでございます。

次に、9ページをお開きください。県有種雄牛リスク分散施設整備事業についてでございます。

まず、1の事業の目的でございますが、口蹄疫の発生に伴い西都市尾八重地区に緊急避難をした県有種雄牛について、凍結精液の製造を行うため、精液採取に係る施設を整備するものでございます。

2の(4)の事業内容についてであります。西都市尾八重の避難先及び高原町の家畜改良事業団の産肉能力検定所に簡易な採精施設の整備を行い精液を採取することとしております。なお、採精した精液は、高鍋町にあります家畜改良事業団において凍結精液ストローを製造することとしております。

2)の避難先畜舎の維持経費につきましては、野生動物侵入防止のための囲い等のリース料や借地料を計上しているところでございます。

予算額は1,010万8,000円、事業期間は平成22年度の単年度でございます。事業主体は県家畜改良事業団となっております。

最後に、10ページをごらんいただきたいと思っております。埋却農地再生利用対策事業についてでございます。

まず、1の事業の目的でございますが、この事業は、宮崎県農業振興公社が農地保有合理化事業によりまして取得した埋却農地につきまして、今後、農地として再生利用するのに必要となる保守管理等に必要な経費について支援を行

うものでございます。

事業の内容として、2事業の概要の(4)に記載しておりますが、埋却地の再生利用のための22年度における農地の草刈り、石礫除去等の保守管理経費と、土地改良賦課金への一部助成を計上しているところでございます。

予算額として3,186万2,000円、事業期間は平成22年度の単年度、事業主体は社団法人宮崎県農業開発公社としております。

畜産課は以上でございます。

○宮川農村整備課長 続きまして、農村整備課でございます。

歳出予算説明資料の107ページをお開きください。当課がお願いしております補正予算といたしましては、口蹄疫復興対策といたしまして、口蹄疫が発生した中部・児湯地域の市町や都城市、えびの市を対象に、土地改良事業を前倒しして行うための予算といたしまして、表の右から2列目にお示ししておりますとおり、12億287万7,000円の増額補正をお願いしております。その結果、表の左から3列目にありますとおり、補正後の予算額は129億8,735万9,000円となります。

それでは、補正の内容につきまして、1枚めくっていただきまして、109ページをごらんいただきたいと思っております。上から5行目の(事項)公共土地改良事業費といたしまして、2列目にお示ししておりますとおり9億2,218万5,000円を計上しており、その内訳といたしましては、その下の説明にございまして、1の畑地かんがい施設の整備を行います県営畑地帯総合整備事業に2億5,875万円、2の水田の圃場整備を行います県営経営体育成基盤整備事業に6億6,343万5,000円をお願いしております。

続きまして、中ほどより少し下の(事項)公

共農道整備事業費といたしまして2億700万円をお願いいたしております。

次に、一番下の(事項)公共農地防災事業費といたしまして7,369万2,000円を計上しております。これにつきましては、1ページめくっていただき、110ページをごらんいただきたいと思っております。これは、説明の欄に示しておりますとおり、災害のおそれのある老朽化したため池の改修を行う県営ため池等整備事業でございます。

これらの事業につきましては、非常に地元の要望も高く、地域の農業振興や雇用の創出など、口蹄疫発生地域におきます経済活性化に大きく寄与するものであると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

農村整備課からは以上でございます。

○鹿田水産政策課長 水産政策課の補正予算について御説明いたします。

同じ資料の111ページをお開きください。当課の補正予算ですが、一般会計150万円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄であります。一般会計と沿岸漁業改善資金特別会計を合わせまして18億8,607万5,000円となります。

補正の内容につきましては、1枚めくっていただきまして、113ページをごらんください。下の欄の(事項)水産業試験費150万円の増額補正ですが、これは、その下の説明欄にございまして、養殖魚の疾病対策に関する研究開発の受託決定に伴う補正でありまして、相手方は農林水産省の消費安全局となっております。

水産政策課は以上です。

○児玉畜産課長 畜産課でございます。

資料の12ページをお開きください。口蹄疫からの経営再開に向けた取り組み状況等について御説明いたします。

1に県内家畜市場の再開状況についてお示しをしております。1) 価格の状況につきましては、県内の家畜市場では、4月23日から開催の中止や自粛をしておりましたが、終息宣言を受けまして、8月29日から高千穂家畜市場を皮切りに再開し、現在までに6市場が開催されたところでございます。価格の状況につきましては、終息宣言後最初に再開した高千穂市場においては平均価格が約39万円ということで、前回よりやや低下しておりますが、南那珂市場以降につきましては平均価格が40万円を超え、前年の価格あるいは前回の価格をともに上回る状況でございます。また、雌子牛につきましては、全市場におきまして前年、前回の価格を上回っておりましたが、その要因といたしましては、児湯地域での経営再開に伴う需要が増大したことや、雌子牛の自家保留が推進されまして、上場頭数が去勢子牛と比較して少ないことなどが考えられます。なお、価格の詳細につきましては表に示したとおりですので、お目通しいただきたいと思っております。

2) の今後の日程につきましては、昨日、南那珂市場で再開後、2回目の競りが終了したところでありまして、価格は42万1,000円ということで、1回目より高くなっておる状況でございます。以降は10月2日まで5つの市場が開催される予定となっております。今後とも各市場の価格の動向については注視していきたいと考えております。

資料の13ページをお開きください。観察牛の取り組み状況について示しております。

まず、これまでの取り組み状況でございますが、第1回目の観察牛の導入につきましては、8月31日に農業大学校や畜産試験場川南支場などの県有施設を含む9農場で28頭を導入いたし

ております。導入後は、1週目の9月7日に獣医師が目視検査を実施しておりますが、口蹄疫を疑う症状がないことを確認しております。また、2週目には抗体検査を行うための採血を実施しており、3週目には再度目視検査を行う予定としております。

さらに、今後の計画につきましては、9月13日から30日にかけて導入を行う予定となっております。導入農場は、家畜改良事業団、児湯地域の5町、さらに都城市で合わせて145農場で、導入頭数は352頭を予定しているところでございます。導入後につきましては、1週目に児湯地域の獣医師が目視検査を実施し、2週目に抗体検査のための採血、さらに、3週目に再度目視検査を行うことといたしております。観察牛によりまして発生農場の清浄性を確認することで、経営再開農家の安心感を確保するとともに、全国に向けた安全・安心な情報が発信できるものと考えております。

次に、手当金の概算払いの状況でございます。「9月13日時点」と記載しておりますが、「14日」に修正をいただきたいと思っております。

疑似患畜農場につきましては、全体の件数が292件であります。このうち280農場で申請が出されておりました。支払い件数は280件となっており、支払い金額は112億1,900万円余となっております。またワクチン接種農場につきましては、全体件数が1,011件であります。このうち917農場で申請がなされており、支払い件数も同じく917件となっており、金額では69億4,600万円余となっております。

表の下のほうに米印で記載しておりますが、疑似患畜農場では全体件数が292件、支払い件数が280件と、その差が12件となっております。この12件につきましては一括の精算払いを希望

されておるといふことをごさいます。

2) の今後の予定であります、概算払いにつきましては、申請があり次第速やかに支払いに努めており、9月中には支払いを終了したいと考えております。精算払いにつきましては、市町村、関係団体で現在精査をしておるところでございます、速やかな支払いに努めていくことにいたしております。

次に、14ページをごらんいただきたいと思ます。清浄国復帰に向けた清浄性確認検査についてであります。

まず、1) のサーベイランスの種類といたしましては、実際に畜産農家で飼養されている家畜の血清を調査する血清サーベイランスと、シカなどの野生生物を検査する野生生物サーベイランスの2つがございます。血清サーベイランスは、県内の牛飼養農家150戸を無作為に抽出いたしまして抗体検査、臨床検査を実施いたします。市町村ごとの内訳は表のとおりとなっております。また、野生生物サーベイランスにつきましては、県内の市町村で有害鳥獣として捕獲したもの及び県内で死亡した状態で確認された野生のシカ、イノシシにつきまして、検体の状況に応じて抗体検査あるいはPCR検査を実施することといたしております。

次に、2) のサーベイランスの実施期間につきましては、血清サーベイランスは9月6日から13日まで、血液の採材は、飼養頭数15頭までは全頭となっており、飼養頭数が15頭以上の場合は飼養頭数に応じて表のとおり採材することとしております。また、野生生物につきましては8月下旬から実施してございまして、ほぼ9月いっぱいを目途に予定しているところでございます。

さらに、3) の今後のスケジュールにつきましては、10月上旬にOIEに対する申請書を提

出し、12月上旬にOIE口蹄疫専門家会合での検討が行われ、来年の2月上旬にOIE科学委員会が開催され、問題がなければ清浄国の回復認定がされる予定というふう聞いております。

次に、資料にはございせんが、けさの新聞各紙に、農水省の検証委員会での中間報告ということで掲載されておりました、農林水産省の口蹄疫対策検証委員会が公表いたしました「これまでの議論の整理」についてでございます。9月15日に農林水産省の口蹄疫対策検証委員会が開催され、「これまでの議論の整理」ということで農水省がホームページで公表いたしております。今回のこの「議論の整理」につきましては、一連の当事者である農林水産省の担当部局が事務局となっております検証委員会におきまして、本年8月5日以降の7回にわたる議論を踏まえ取りまとめた中間報告とされており、今後、最終報告書の取りまとめに向けてさらに議論を深めることとされております。

一方、現在、県におきましては、今回の一連の対応をより客観的に検証するため、当事者であった農政水産部ではなく、危機管理担当部局である総務部を中心に、外部有識者と副知事を委員とする検証委員会を立ち上げ検証作業を行っております。今後、総務部を中心に庁内調査チームにより関係者へのヒアリング等を行うことといたしております。

県といたしましては、現段階では農林水産省から内容について詳細な説明を一切受けておりません、真摯に受けとめるべき点については真摯に受けとめますが、「県がみずからの役割を十分に認識していなかった」など、その指摘の趣旨を十分確認すべきものが多々あると考えております。いずれにいたしましても、今後、県としての立場でしっかり検証作業を行ってまい

りたいと考えており、現段階においてこの「議論の整理」の内容一つ一つについて詳細なコメントをすることは控えさせていただきたいと考えております。

畜産課は以上でございます。

○井上営農支援課長 それでは、資料15ページの経営再開意向調査の概要につきまして、営農支援課から説明させていただきます。

まず、1) 調査の実施についてであります。本調査は、口蹄疫被災農家等の経営再開に向けた意向、課題、要望を把握しまして、早急かつ円滑な畜産経営の再開に資することを目的として、中部、児湯、東臼杵南部地域の患畜・疑似患畜発生農家及びワクチン接種農家1,298経営体とその関連農場を対象として実施しております。調査時期は6月末から9月末までとしまして、県、市町村、JA等で構成いたします畜産産地再生推進会議地域本部が調査票を作成し、聞き取り調査等を行っているところであります。日向市を皮切りに3市5町でそれぞれ調査が進められ、9月10日現在の回答農家等は857戸、回答率約66%となっております。

それでは、2) 主な結果について御説明いたします。なお、現時点での結果でありますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

(1) の経営再開の意向についてであります。「畜産経営を再開したい」と回答した農家は691戸、約81%となっております。一方、「畜産以外の農業を始めたい」という農家が約8%、「農業をやめたい」という農家が約3%となっております。

次に、(2) の経営再開の時期につきましては、経営再開の意向を示した農家のうち、約21%が「すぐに再開したい」としております。一方、「様子を見ながら再開したい」という農家は約76

%、このうち約10%が3カ月以内に、約26%が6カ月以内に、22%が6カ月以上経過後に再開したいという意向を示しております。

次に、(3) の経営再開に当たっての不安等につきましては、「口蹄疫の再発」が59%と半数以上ありまして、以下、「素畜の確保」「運転資金、家計費の確保」等が上位に来ております。

最後に、3) 調査結果の活用についてであります。回答いただきました個別の調査データにつきましては、支援対象農家の絞り込みと、畜種、規模等の明確化に活用するとともに、農家等の経営再開計画の作成支援を行うための基礎資料として活用することとしております。また、今回、富士通株式会社様の協力を得て構築いたしました「口蹄疫再建システム(仮称)」に登録いたしまして、防疫に関する情報、あるいは手当金に関する情報などをあわせまして、今後の復興支援に係る参考資料として一元的な情報管理を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○郡司農産園芸課長 農産園芸課でございます。

お手元の常任委員会資料の17ページをお開きください。平成22年産早期米の概況及び戸別所得補償モデル対策について御報告申し上げます。

まず、1の平成22年産早期米の概況についてであります。(1)の①にありますように、生育経過は、生育全般を通じた低温及び日照不足の影響により、もみ数がやや少なくなり、生育も平年と比較して1週間程度おくれましたが、7月中旬以降、登熟期間中の天候がおおむね良好でもみの充実がよかったことから、②の作柄概況にありますように、宮崎農政事務所が公表いたしました8月15日現在の作況指数は、100の平年並みとなったところでございます。

検査状況につきましては、(2)にありますよ

うに、8月15日現在の検査数量は2万1,330トンで、うち1等米比率は70.9%と、昨年に引き続きまして高い水準となっております。

また、販売状況につきましては、(3)にありますように、経済連の集荷・販売実績では、8月31日現在で集荷いたしました1万4,208トンすべてについて、販売先との結びつきが完了したということでございます。

本年産の早期米につきましては、米の消費が減少していること、卸売業者の在庫が増加していること等、昨年以上に厳しい環境の中で販売が始まっておりますことから、販売価格は、昨年を60キロ当たり1,200円程度下回る水準となっておりますが、米戸別所得補償モデル対策事業において今後どの程度補償されるのか注意深く見守っていきたいと思っております。また、転作作物を含めた生産性の高い水田農業確立の観点から、引き続き検討を重ねていきたいと考えているところであります。

続きまして、18ページをごらんください。2の戸別所得補償モデル対策の加入申請状況についてであります。これも途中経過ということでご御了承いただければと思います。

まず、(1)の本県の状況でございますが、口蹄疫の関係で、申請期間が9月末まで3カ月間延長されましたため、本県の場合、現在、加入申請の受け付けや申請書の取りまとめを行っているところでございます。このような中で、農産園芸課で調査いたしました8月末現在の加入申請件数は3万3,876件となっております。平成21年の水稲共済加入者の95%が申請を行ったという計算になります。また、加入申請面積につきましては、水田利活用自給力向上事業において、助成単価の高いWCS用稲(8万円)の作付面積が拡大しております、昨年の1.5倍の

約2,700ヘクタールとなっております。また、新たに助成が行われることになりました二毛作(1万5,000円)の取り組み面積が、飼料作物を中心に4,800ヘクタールとなっております。

次に、(2)の全国の状況でございます。国が公表いたしました7月末現在の加入申請件数は約132万件で、平成21年の水稲共済加入者の約75%が申請を行ったということになってございます。また、加入申請面積は、米戸別所得補償モデル事業で約108万ヘクタールとなる一方で、水田利活用自給力向上事業では、米粉、飼料用米やWCS用等の新規需要米の作付面積が、昨年の2.3倍の約2万7,000ヘクタールと拡大しているところが特徴的かと思っております。

なお、農政事務所によりますと、今後のスケジュール、支払いの話ですけれども、12月から、モデル事業の定額部分(1万5,000円)と自給力向上事業の交付金——単価が決定しているものについて交付を行う予定だと伺っております。県といたしましては、国や水田営農の協議会等と協力しながらモデル対策の取り組み結果の分析を行い、本格実施に向けて、地域の実態を踏まえた制度となるよう課題の検証をしっかりと行い、また必要なところは国に要請をしていきたいと考えております。

農産園芸課は以上でございます。

○十屋委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終了いたしました。

まず、議案と損害賠償額を定めたことの報告事項、この2議案について質疑をお願いいたします。

○福田委員 105ページの公共畜産基盤再編総合整備事業、これは農協の畜舎リース事業ですか。

○児玉畜産課長 この事業は畜産公共事業でありまして、牛舎の整備とか草地の整備をやって

いる事業でございます。

○**福田委員** 具体的にはどこですか、この事業は。

○**児玉畜産課長** J A宮崎中央の牛舎整備をやっておるといことです。

○**福田委員** 今まで畜舎のリース事業をやってきたんですが、それなりに非常に効果を発揮しているわけです。今まで集落の中にあつたものを外部に出して、環境保全上非常に効果が出ているんです。

ところで、今度、口蹄疫が発生して、今まで1軒単位、2軒単位ぐらいのやつをまとめるわけですが、これは口蹄疫が発生する前に計画した事業ですが、これからは、5～6戸まとめてやる畜舎よりも、ある程度の経営規模、50とか100ぐらいあれば、ここに分散してやったほうがいいかなという気がするんです。これは取り組んで県の農業振興公社のほうで用地造成して、いよいよ畜舎を建てる段階に来ているんですが、これはこのままでいいと思いますが、今後そういうお考えはお持ちにならないんですか。

○**児玉畜産課長** 今、委員の発言にありましたように、余り集中し過ぎると、今回の経験を踏まえますとリスクというのは当然考えていかなきゃならないと思っております。適正な規模というのはあるかと思しますので、今後につきましてはそういったものも含めて検討していきたいと考えております。

○**福田委員** それから建設予定地ですが、これは口蹄疫が発生する前に選定して購入して、県の農業振興公社が造成をしていただいたわけですが、よく考えると、水田を埋め立てるよりも、今回は埋却地の問題で非常に苦労しましたが、ある程度そういう問題を想定して、高台に向かったほうがいいんじゃないか。このと

きも随分議論したんですけど、最終的には入手しやすい水田を買って埋め立てたと、こういうことですね。ですから、指導する場合に、これから畜舎のリース事業というのはどんどん導入していかないとイケませんね。そういうことを考えているんですが、いかがでしょうか、用地の選定等についても。

○**児玉畜産課長** なかなか難しい問題だなというふうに感じておりますけれども、市町村あるいは団体等とも協議していきながら、今後進めていきたいと考えております。

○**福田委員** 今回苦労した件ですから、ぜひ指導をお願いしたいと思います。

それから7ページでございますが、肉用牛資源供給体制活用事業の事業内容の1)の②口蹄疫発生地域以外の農家というのは、具体的には、1カ所でも出たところはバツというわけですか。

○**児玉畜産課長** 1カ所でも出たところがバツというわけではございませんで、これはあくまでも児湯地域に妊娠牛として供給するということを考えておりますので、その周辺地域、西都・児湯管内以外を想定しております。

○**福田委員** せんだって家畜の市場に行きました。押川次長もお見えになっていましたから状況を見ておられたと思いますが、先ほど説明がありましたとおり、雌牛の欠場が多い、評価がですね。あのときに欠場が1日に100頭ぐらいでしたか。これは、こういうことを想定しておると、もう一つは、更新事業がありますから、これを想定して雌牛の自家保有がふえていると思いますが、私は、児湯地域と、それからワクチン処理の対象区域についての妊娠牛(はらみ)の供給については適応してあげるべきだと考えておりました。恐らく先読みする畜産家は、子牛市場で雌牛を売却するのと同時に、一方では

育成牛として妊娠牛を売買する、こういう2つの案件を考えてあれだけの欠場があるんだなど。長い間私は市場に通っていますが、あれほど雌牛の評価、欠場はなかったと思うんです。これは限定ですから、「以外」じゃなくて。それと「児湯」と書いてありますが、児湯ばかりじゃないんです。佐土原あたりはワクチン地域で95%牛がいなくなったんです。ここ辺も対象にされるべきだと思いますが、いかがですか。

○児玉畜産課長 先ほど申しましたように、児湯地域に妊娠牛を供給する、その周辺の農家が保留する場合に助成をするということでございますので、委員の言っておられることと食い違っていないんじゃないかと思うんですが。

○福田委員 そこに「児湯地域へ」と限定してありますよね。児湯地域だけじゃないです。宮崎市の一部もそういう対象地域があるわけですから、説明資料とはいえ、限定地域になりますと、後から問題を残しますよ。

○児玉畜産課長 「児湯地域へ」となっておりますけれども、ワクチンを接種して無家畜状態になった地域ということで御理解をいただきたいと思います。

○福田委員 はい、了解いたしました。

○星原委員 まず4ページですが、地域ぐるみ消毒体制整備事業とうたわれて、事業の内容の中に毎月20日を「一斉消毒の日」ということになっているわけですが、今回の場合を見ると、うちは10年前に発生したわけですから、10年前は多分3月末ぐらいだったですか、そのころにこういう形で取り組まれていれば、もう少し意識が違ったのかなと感じまして、こういう形で消毒を徹底していくべきだと、そういうふうに思います。

というのは、この期間中に、ある養豚農家か

ら電話いただいたんですが、養豚の人たちはかなりシビアに消毒したり消毒槽をつくったりしているというんです。だけど、牛の普通の和牛とか肥育のところは意外と、消毒に対してそんなにシビアになっていない。よく養豚農家が言われるには、獣医師さんたちが自分ところに治療なんかに来たときに、汚れた長靴のままで入ってきたりする。「だから、私のところは長靴を3足がそこら用意して、来たときにはそれを履かせて自分の農場に入れる。ある程度そういうことぐらいまで神経を使わないと、なかなか守っていけないんじゃないか」、そういう話がありましたので、やっぱりやる以上は、農家に対する指導なんかもびしっとやっていかないと、今回でもいろいろなことを聞いたときに、巡回指導してきたとか、いろんな指導してきたという話はあるんですけど、現実に農家がそこまで受けとめていたのかなと、その辺をしっかりと今後確認していかないといけないのかなと思います。

2)で獣医師さんたちが巡回ということなんですが、私から見ると、獣医師さんだけじゃなくて、授精師さんとか削蹄師さんの団体にも呼びかけて——若い人たちは多分今後神経を使ってやると思うんですが、ある程度高齢の方なんかは、見逃しとかいろんなのも出てくるのかなと。行かれたときには、その牛だけじゃなくて、ほかの牛まで異常ないかぐらいは神経を使ってもらうように、そういう方たちの団体あたりをお願いでいいと思うんですが、今回でも削蹄師さんとか授精師さんあたりにも、義援金の中からもああいう形でやったわけですから、本当に地域ぐるみで守ろうという消毒体制をとことなら、農協の職員さんとかいろんな人たちが出かけていったときでも、そういうことぐらいは啓蒙していくような体制を考えてもいいん

じゃないかなと、この事業を見て思ったんですが、どうなんですか。

○児玉畜産課長 10年前に発生いたしまして、その後、2月を「家畜防疫月間」ということで防疫意識の高揚を図る取り組みをやっておったわけですが、今回またこういったことになりました、それでは足りないということで、毎月20日を「県内一斉消毒の日」として一層意識を啓発していこうということで取り組もうと考えておるんですが、今、委員が言われましたように、獣医師に限らず、人工授精師など農家を回られる方にはそういったような呼びかけをしながら、さらに防疫意識を高めるような方法はとっていきべきであると考えております。

○星原委員 消毒に対しての防疫の関係というのは、繰り返し繰り返しずっと継続していかないと意味がないと思うんです。こういうことが起きたときだけぱっとこうなりますが、また1年後ぐらいには忘れかけてということになりますから、今回こういう形で、最低でも毎月1回思い出させるというのはいいのかなと思います。

次に、5ページの農場再開安全・安心確保事業ですが、今、観察牛を入れて、安心だという形で入れている部分と、これに対して普通の和牛の農家とか肥育の農家に乳牛の子牛を入れるのが本当にいいのかというような話も周りでありまして、一方では再開をしたいという人たちが、16ページを見ると20%ちょっと、様子を見ながらという人が76%と出ていて……。

我々の地域も競りが始まって、私のところに何本か電話が入ったのは、「こんなに急いですが観察牛を入れにゃいかんとか」ということなんです。というのは、この間えびのでもぼんと出ました。間違いだったわけですが、すぐ入れてもしというときは、せっかく競りが始まったと

ころでどうなんだという言い方も一方ではあるんです、農家の人たちとしては。今まで何カ月かしてた。だから、安心・安全の面もあるんですが、そういう面はどうなんだろうかと何本か電話をもらうと、急いで再開したいという人もおるんでしょうけど、せめて12月ぐらいまではゆっくり考えて、年度がかわったぐらいからでも、慌てて入れなくていいんじゃないかと、私自身もこう思うところもあったんです。すぐに再開という気持ちもわかりますし、また意欲のある人たちの部分を大事にしなくちゃいけない、あるいは生活面とかいろいろある。それも大事かなと思うんですけど、この表を見て、76%ぐらいは様子を見ながらという人もいるのかと。そういうことに対する考え方、配慮とか、観察牛を入れるにおいて、別に悪くはないことだから、確かに全国向けに大丈夫だったと発信するにはいいことですから構わないんですが、この事業を始めることについて、どういう協議がなされてこうなったのかお伺いできると、地元でいろいろ言ってきた人たちに、こういうことで観察牛を入れようという形になったという話もできますので、ちょっとその辺詳しく話してください。

○児玉畜産課長 観察牛の導入につきましては、8月の末から高千穂を皮切りに競りが始まってきたわけでありまして、そういった面でも、宮崎は安全・安心なんですよというのを全国にPRするためにも、それに合わせて観察牛を入れたかったというのがございます。それと、今言われましたように、早く経営再開をしたいという希望もかなりありまして、観察牛を入れてくれという要望もかなりあったことは事実です。そういうことで8月31日から、競りの開催と合わせるような形で導入してきたということで

ございます。観察牛を一通り入れて安全性を担保して——経営再開については、別に観察牛とはリンクしなくてもいいんじゃないかと思っておりまして、じっくり経営を考えてやれる方はそれなりに12月でもよろしいでしょうし、年明けでもいいんじゃないかと思っております。競りの購買者向けのPRも非常に大事だということもありまして、この時期に入れたということもでございます。

○星原委員 私も今、課長が言うようなことを農家の人には、安心するためにそこまではせないかんと、目視だけじゃいかんということから、多分そういうことだという話もしたんですけど、これだけいろんな方々に、畜産農家だけでなく、県内でも商工業の人から関連産業からいろんな人に心配かけて、「そんなに急いでやらなくちゃいけないのか」と言われるものですから、確かに今回、2,350億ぐらいの被害という莫大な数字も出たわけで、慌ててそんなに急いでおとりを入れるということに、そう急がんでもある部分はよかったんじゃないかなと、私も五分五分の考えになったところでありまして、その辺が悩ましいところだったんです。今回でも多分、再開に向けて、76%ぐらいの様子を見ながらという人たちも、すぐに入れてどうだろうということもあったんじゃないかと。確かに急いで安心という形に持っていきたいのはわかるんですが、どの意見を中心にして結論を出されたのかわからんのですが、私が五分五分だと思っているわけですから、いろんな話は両方あったんじゃないかと思うんです。最終的には、今、課長が言われたようなことで、安心だけが先に来て、それでやったというふうに理解していいんですか。

○児玉畜産課長 実際に児湯郡でも「年明けで

もいい」といった声があったのも事実であります。先ほど申しましたように、一方では繁殖農家あたりは、子牛がだんだん大きくなってきて、はよ出さんとどうにもならんというような状況の中で競りが開催されておりますので、そこを考えると、安全・安心をアピールするのは重要だということで入れたという次第です。

○星原委員 そういうことであれば、7ページに繁殖保留対策事業ということで預かった形もあるわけですね、やり方としては。だから、その辺とうまく併用した形がとればよかったのかな。というのはこの間、さっきも言いましたようにえびので、小林が競りが始まった途端、何もなかったんですが、あんな話が出てくると、何でという感じが強いんです。これだけのことが起きた。それに対する反省とかいろんな意味からも、その辺のところも加味して判断していかないと、なかなかかなと。

だから、導入するのは導入で、今言う繁殖保留対策事業みたいなことで空きのところ預かって1月ぐらいから入れていくとか、多少そういうことも配慮としてあってもよかったんじゃないかとも思うんです。これは私の思いですから、何かあれば。どうしてもこうやってやっておかんと全国向けにできないんだと、これをやったことで今回の値段が高かついたということもあるかもしれませんが、そういうことなんですか。なければ、もう思いでいいですから。

○高橋委員 資料の4ページの地域ぐるみ消毒体制整備事業ですが、事業内容の2)で「獣医師等による定期的な農場巡回を実施」ということで、県下の全農場だと思っておりますけど、定期的なというのは、頻度はどのくらいと考えていいんでしょうか。

○岩崎家畜防疫対策監 一応6回ほど考えてお

りまして、年度内で60名、基本的には児湯地域を中心に今回は考えております。

○高橋委員 今回というのは、この事業はということですか。今年度はということでしょうか。

○岩崎家畜防疫対策監 今年度でございます。

○高橋委員 全県下の農場がしっかりと消毒体制をやるべきで、3カ年という期限は期限でいいんでしょうけど、これはずっとやるべきだと思うんです。体制は別にして、こういう消毒体制はしっかりと、定着しても点検は行うべきであらうと思います。答弁要りませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

損害賠償で、いずれも車両損傷事故ということになっていますが、2～3事例を紹介いただけませんか。

○児玉畜産課長 まず、一番上の例は、消毒ポイントで消毒中にノズルが車に当たったというような事故でございます。2番目は、消毒ポイントの道路にカラーコーンを設置しておりましたけれども、このカラーコーンを対向車がはね飛ばして、そのカラーコーンが車に当たって傷をつけたというような例です。3番目につきましては、資材等を置くために消毒ポイントにテントを張っておったんですが、それが強風にあおられて車を直撃したという例でございます。一番下が、消毒ポイントで防疫作業員が消毒用の車を運転しておりましたら、そのトラックが石をはねて駐車中の相手方の車を直撃したといったような事例でございます。

○高橋委員 ありがとうございます。こんなことを聞いたのは、24時間体制で、しかも県庁の職員もいらっしゃれば、JAの方とかいろんな方がいらっしゃったと思うんです。犯人どうのこのじゃないんです。ああいう体制の中で、

部署が全然違う中で命令系統もなかなか行き届かなかったんじゃないかと思うんです。体制づくりが難しかったんだろうなと。単純なことだったと思うんです。ノズルで消毒のときに当てたり誘導ミスがあったり、大変だったなということで聞いてみました。

○徳重委員 先ほど星原委員から出た話の中で、観察牛、こんなに急がなくてよかったんじゃないかというような話があったわけですが、実はうちの委員会で9月1日、川南のだ真ん中の酪農家の家に調査に行きました。明るく日はえびので疑似患畜があるんじゃないかという疑いがあったということで、競りも中止になったりしたわけですが、何人かの方から、「委員会の行動はいかがか。もうちょっと慎重にやるべきじゃなかったんじゃないか」というような声はかなりあちこちから聞こえてきまして、これはどういう経緯でなったんだったかな。

○十屋委員長 それは直接これとは関係ないので、先ほどお話ししましたように、その他の事項で委員会のほうで出していただくということで、始まる前に申し合わせたと思っているんですが、そのときにお願ひできればと思います。

○徳重委員 同じく観察牛のことですが、これの農家の指定は畜産課のほうでお願いをされたということで理解していいんですか。

○児玉畜産課長 事業主体になっております宮崎県乳用牛肥育事業農業協同組合、いわゆる乳肥農協と言っておりますが、直接的なお願ひはそこからされておりますけれども、この選定に当たりまして、県が指定する分は、地域ごとに防疫措置に時間がかかった農家等を選んでおりますので、そういったところは乳肥農協のほうと相談しながら決めていったという経緯でございます。

○徳重委員 その結果データというか、いろんな調査項目があるだろうと思いますが、そういったものは現在までちゃんと把握されていると理解していいんですか。

○児玉畜産課長 一連の防疫措置の情報、データ等はすべてございます。

○榑藤委員 7ページ関連です。先ほどからいろいろ質問が出ているんですが、中間保有施設の利用料、あるいはJAが肥育素牛を買い上げて保留する、それから年間3,000頭程度というようなことであります。そしてまた途中では種つけを行って子を産ませる、こういう一連のもの等については、主体はもちろんJAかと思うんですが、契約みたいなものを順を追ってもう一回説明してほしいんです。

○児玉畜産課長 県内の家畜市場に子牛が上場されまして、それを農家が購買するわけですが、ワクチン地域の農家につきましては、特に児湯地域では11月ぐらいに再開したい、導入したいという意向が強いものですから、その間、中間保有施設で預かってもらうという形になります。その中間保有施設の管理につきましては、経済連あるいは各畜連、農協が管理しながら、そこで農家の牛を預かるというような形になっております。

○榑藤委員 具体的には、例えば養う人と預けるところと、農協が違うという場合も出てくると思うんです。そういう場合は、ここに書いてあるように雇用創出の臨時の積立金というか引当金を、牛を養ってくれる人には手配するとか特異なケース、県はどんなふうに関与して——実際はJAがそういうのは全部やってくれるんだろうとか、どこでどれだけ欲しいんですかとか、いろんな部分がこれだけではわからない気がするんです。

○児玉畜産課長 県が関与する部分につきましては、当然、この仕組みづくり等も関与しておりますわけでありませけれども、経済連等が農家から手数料を取って中間保有施設で牛を預かるということですので、事業主体に補助金を出しまして、その分は手数料を安く抑えてくれという形で県が助成するというような考え方です。

○榑藤委員 それから影響という意味では、競り市価格が県内は西臼杵を除いて結構高かったという部分がありますし、周辺の鹿児島等では逆に安かったという情報も聞いているんですが、それは年間3,000頭程度というものについて、相当な買い支えというか、いい値段がしている原因になっているんじゃないかという観測はいかがでしょうか。

○児玉畜産課長 委員のおっしゃるとおりだと思います。今回の6市場の県内の保留率を見ますと、雌については80~90%、去勢についても60~70%、去勢と雌合わせて70~80%が県内に保留されているということで、こういった仕組みを使って保留されている分も、既に850頭ぐらいは中間保有施設に入っているというふうにも聞いておりますので、かなり効果は出ているんじゃないだろうかと見ております。

○榑藤委員 先に進みます。9ページですが、本県においては2カ所の分散施設で管理していくという基本的な考え方と聞きました。間違っているかもしれませんが、鹿児島等では10カ所以上に種雄牛を分散しているという話もありますし、緊張感を持って徳之島にばっと移したという話を聞いておるわけです。本当に2カ所がいいのか。確かに現在の施設の体制はそうなんだけど、以前みたいに種雄牛が60頭になってきたときなんか——2カ所がいいのか5カ所がいいのかというようなこと等もここで一回議論し

たほうがいいんじゃないかという気がするんですが、その点についてはどうでしょうか。

○児玉畜産課長 今実際使えるのは5頭だけでございますので、この5頭については2カ所ぐらいには分けたいと考えておりますが、これからまた種雄牛造成が始まっていくわけでありまして、もとの規模ぐらいになれば、今委員がおっしゃいますように、事業団はもちろんですけども、関係団体・機関と協議していくべきであろうと考えております。

○榎藤委員 それから11ページの損害賠償額の議案の関係で、これは端的に議論されてこうなったんだろうと思うんですけども、事故は県職員が起こしているわけですね。ところが、県職員の固有名詞は出てきませんよね。相手方は出てきています。私はどちらかといえば、プライバシーとかそういうことを言うんだったら、相手方も番地までびしっと入れてするのがいいかどうか、そういう議論をしていただいたほうが——どっちが起こした起こさないということじゃなくて。この資料というのは出るわけですよ。それは要望としてお願いしておきたい。

○高橋委員 さっき、JAとかいろんな人がいらっしゃる。私、新富で日南の民間の人を見ました。これは県営だから、だれが起こしたかわからんけれども、県が損害賠償したということじゃないかという意味にとったんです。県の職員じゃなくて。さっきはそのためにお尋ねしました。その辺もう一遍確認します。

○児玉畜産課長 おっしゃるとおりだと思います。県が設置した施設での事故ということで、県のほうに賠償請求したということであろうと思います。

○緒嶋委員 地域ぐるみ消毒体制整備事業、毎月20日を「県内一斉消毒の日」、これはいいんで

すけど、私は、検証委員会の報告が出た後でも、畜産農家に初動動作とか含めて研修会をやるべきだと思うんです。口蹄疫の出たところは口蹄疫というのはどういうのかわかるけど、一般人は口蹄疫がどういうのかわからんわけです。毎日見ておるのは生産農家、繁殖農家、肥育農家、その人が異常に一番先に気づくのが一番いいわけです。おかしいよ、これはどうかとって獣医に知らせる。だから、研修まで入れた意識啓発をやらにゃ、広報誌とか啓発チラシでやりますだけでは徹底したものにはならんんじゃないか。生産農家、肥育農家に一番関心を持ってもらわにゃいかんわけですよ、消毒も含めて。そういう人をターゲットにして徹底した意識改革をやらせんと、再発の可能性もあるわけだから。「きょうは20日です。県内一斉消毒の日です」とスピーカーでおらんでも、馬耳東風という言葉があるが、馬でもわからんです。もうちょっと徹底したものをやるという意識が必要だと思うので、この体制整備事業というのはもうちょっと掘り下げて考えるべきじゃないですか。これについてどうですか。

○岩崎家畜防疫対策監 委員が言われるとおり、それぞれの農家の早期発見、早期通報というのが非常に大事だということを、今回改めて認識をしております。そういうことも含めていろんな症例を写真等で記録してございまして、初期の段階の症例、それから非常に重症というか後期の段階の症例等含めた症例集をつくって、これを全農家に配付して早期発見等の知らしめにしたということとあわせて、今回巡回指導をいたしますので、その際も農家への周知、それとあわせて研修会をぜひやりたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 そのように研修会までやって徹底

せんと、配付するだけじゃ徹底しないと思うんです。熱いうちに何かたたけと言いますが、熱いうちに打たなければだめだと思いますので、そのことを要望しておきます。

次に7ページ、肉用牛資源供給体制活用事業、「助成する」と書いてありますけれども、これは金額的には幾らですか。助成をするだけでは金額はわからんのだけど、具体的にどういうことになっているわけですか。すべてが助成すると書いてある。

○児玉畜産課長 (4)の1)の繁殖保留対策事業の①中間保有施設の利用料の軽減につきましては約1,600万円を考えております。それから特例基金を利用した畜産技術者等の雇用の支援につきましては5,400万円程度、②の事業につきましては2,200万円程度、それから肥育保留対策事業の①につきましては240万円、②が2,000万円程度の計で1億1,500万円ぐらいになります。

○緒嶋委員 トータルの金額はわかるんですが、具体的にはどういうことになりますか、頭数でやるのか何でやるのか。

○児玉畜産課長 1頭当たり幾らというような形で……。

○緒嶋委員 幾らかじゃわからんわけですよ。幾らですか。

○児玉畜産課長 後でお答えします。

○十屋委員長 詳細にということで委員が求めていますので。

○緒嶋委員 やはりこれに数字が出て、具体的なものがわかるような説明ができるようなことじゃないと、後でという説明はなっとらんですよ。出ておるわけだから。そういう説明は説明にはならん。

○十屋委員長 今すぐ答弁できますか。できなければ、後ほどこの委員会の中で計算して御説

明をお願いします。

引き続き、別な質問をお願いします。

○緒嶋委員 県有牛は補償の対象にならないと、これは一般質問、代表質問であつたんですけども、これを宮崎県は、「そうですか、わかりました」ということにはならんのじゃないか。ある意味では、これは県というよりも県民の財産ともとれるわけです。事業団の牛も肥育しておるほうは補償される、種雄牛はだめだというような感じにも聞くんですけど、所有が県だから補償しないというのは……。口蹄疫そのものが外国から入ってきたということであれば、基本的には国の責任なんです。県の責任じゃないわけです。初動の予防がどうだったというのは次の段階であつて、外国から入ってきたということであれば国の責任であるのを、県も連帯責任があるような言い方は、私は納得できんわけですが、これは補償してもらおうということは無理なわけですか。どうですか、今のところ。

○十屋委員長 種雄牛のリスク分散の範囲の中でお答えいただければありがたいです。

○岩崎家畜防疫対策監 今回、豚も含めて、いわゆる県有家畜につきましては、国の見解としましては、県はみずから早期に通報すべき事項でありまして、それに対して補償することについては今のところ考えていないということでございます。一般の農家につきましては、届け出をすることで補償するんだと。県有については、これは県の施設ですので、補償があるから届けないとか届けるという話ではなくて、当然届ける義務があるはずなので補償はしないというような論法で、今のところは手当金については出さないという方向になってございます。

○緒嶋委員 であれば、農業大学校とか高鍋農業高校の場合も届け出なかったということにな

るわけですか。

○岩崎家畜防疫対策監 県の所有物が伝染病にかかった場合については、当然届けるべきだということで整理されてございます。

○緒嶋委員 であつたら、届けなかったということですか。農業大学校とか高鍋農業高校のは、県は届け出なかったから補償しないということになるわけですか。

○岩崎家畜防疫対策監 当然届けております。畜産試験場川南支場につきましては、検査もせずに自衛殺という形で殺処分をしております。4カ所ございますけれども、すべて届けてございます。

○緒嶋委員 届け出なかったから補償しない、届け出たなら補償する、それが決め手ですか、国の言う理由というのは。

○岩崎家畜防疫対策監 そういうことじゃございませんで、県有家畜については、公的な機関ですので当然届け出る義務があると。手当金があるなしにかかわらず当然届けるべきものであるので——当然届けていますが——そういう意味で支払いをしないというような整理がされています。

○緒嶋委員 逆に言えば、県は届け出ましたと国に言えば、手当の対象になるんじゃないですか、実際届けたのならですよ。それだけが問題ということであれば、届けたか届けんかで補償します、補償しないという理屈は、これは世間一般で通る理屈じゃないんじゃないかという気がしてならんとです。農業大学校の家畜導入の金もまた来年も1,500万要るわけです。こういうのを含めた場合に、どうも国のやり方が釈然としないというか理解できない気がするものだからですね。ここで議論しても始まらないと思いますので、このあたりは国に対して再度、補償に

ついでの強い要請をしていくべきだということ要望しておきます。今、それ以上言われても私も理解できません。

○権藤委員 県が法的にわかりましたと、補償しなくていいですよという論理を理解してからあきらめんといかん。財産なんだから。

関連で聞きますが、薦田さんには補償があつたわけでしょう。薦田さんの最後まで残つた種雄牛ですよ。

○児玉畜産課長 薦田氏の種雄牛については、当然補償はございます。

先ほどの件ですけれども、民間のものには補償が出て県は出ないというのは、口蹄疫の蔓延防止の観点から、なるべく早期に届け出させて殺処分をして蔓延防止するという観点から、奨励金的な意味合いがあると。県の場合は蔓延防止をみずからするのが当然だから、県は奨励金の対象にはならないというような理由がついております。

○権藤委員 私は、政党がどうかということじゃなくて、純粹に考えているんです。今の説明でも納得がどうもいかんわけです。政権党で弁護士の子山田農林大臣が仮にそういう解釈されたとしたら、その矛盾をついて、こっちの理論を組み立てて要求すべきじゃないか。県の財産がそれだけなくなったんだから。国と県はどうじゃこうじゃと団体同士はあつたにしても、家伝法の中にそういう特例がない限りは補償すべきじゃないかと思うんです。そこは我々にも納得できるだけの理屈なり、農水省との交渉の内容を説明してもらわないと、途中であきらめてもらつたら困るということを申し上げたい。

○十屋委員長 県の種雄牛は県民の税金で飼育した大事な種牛でありますので、民間であろうと県民の財産であろうと同じという認識のもと

に、各委員が今のような発言をされておりますので、国との協議をしっかりとやっていただきたいということで、委員会からの要望としてもお願いしたいと思っております。

今の議案と損害賠償の関係はほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 先ほどの計算は終わりましたでしょうか。説明をできれば、お願いしたいと思います。

○児玉畜産課長 1)の繁殖保留対策事業につきましては、①の利用料の軽減につきまして、1頭当たり約8,000円ということでございます。それから②につきましては、1頭当たり1万6,000円という形になります。2)の肥育保留対策事業でございますが、①が同じく1万6,000円、②が1頭当たり1万2,000円程度ということでございます。大変失礼いたしました。

○十屋委員長 それでは、その他の報告事項について質疑をお願いいたします。

○榎藤委員 今に関連するんですけど、素牛とかいろいろルールがあると思うんですが、ここじゃなくて、農協がAさんとやるとか、わかりやすいやつを後でいいからつくってくれませんか。頭の整理ができない。

それから、時間が押しておりますから言います。14ページですが、私が聞いているのは、国の農水省の役人の方が来られたのは、21日か22日に2人か3人は来られたんじゃないか。きょうの新聞を見ていると、専門官が来ていないというような含みの話もあるんですが、それは皆さんがとっておられるかどうかわからんけど、一番多いときは20数人おったと思うんです。そういうのはわかりますか。7月21日か22日は2人か3人来てくれて、それからぱっとふえ

て……。

ここで全部言えという意味じゃないけど、あれだけの大騒動したのに、専門官らしき人だと我々は思っておったし、川村さんからそう聞いているんですが、専門官が来られて、石灰が足りん、消毒剤が足りん、そういうような対応とか、現地対策本部ができるまでの折衝は、知事が本部長でおられて、そういう人たちがどういふふうな組織図だったのかわからんけれども、国の対策本部はいっぱい人はおったわけです。そういうものが機能していたかどうかという議論はしませんけれども、国は国でぼんぼん人を送り込んできたのに、専門官がどうだということね。22日ごろには2人か3人来てくれたと思っているんです。

今すぐじゃなくていいですけど、こういう体制でやったんです、しかし、言われるように専門官的な機能が欠落していた部分があったかもしれんとか——そういうことをまず知りたいというのがあるんです。責任を感じているというのか。それは今ここで全部言うて下さいとは言いません。どういうために最初3人ぐらいから、ぱっと20何人来て、20数人おられたところは完全にうまく回っていましたということなら、それはそれでいいんですが、そこら辺を時系列的に説明してほしい。これは質問か要望かわかりませんが、それが1点です。

○十屋委員長 ここで委員の皆さんにお諮りいたします。

本日の日程は4時までとなっておりますけれども、このまま審議を継続してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 では、引き続き審議をさせていただきますと思っております。

○榑藤委員 15ページの一番下の表で、回答があった中で「農業をやめたい」あるいは「畜産以外の農業を始めたい」というのが11%近くあるわけです。こういったところ等については、JAさんをお願いして事後対策をするのか、県は何もしないのか、その点はどうですか。

○井上営農支援課長 済みません、確認させていただきますが、「農業をやめたい」という方についての、今後どういう仕事をするかとか、そういったことですか。今回の調査は、いわゆるアンケート方式で選ぶだけですので、はっきり言って、具体的にどういう仕事につかれるかといったことは回答の中にはありません。したがって、その辺につきましては今後個別にそれぞれ当たりまして、どういったことをされるのかということを確認して、その上で、県としてどういったフォローができるかということについても今後相談に応じたいと考えています。

○榑藤委員 あの人この人というのは、県はそこまでは介入できるのか。だから、政策的なもので県の制度が、今一部言われている西都の花弁と野菜の工場だったらいいですかとか、そういうのはJAさんがやるんですか。

○井上営農支援課長 JAが絡む場合もありますし、いろんなパターンがあると思うんです。いずれにしても、説明の中で言いましたが、畜産産地再生推進会議地域本部というのをつくってございまして、普及センター、県の行政、JAも一緒に入りまして調査をやっております。今後の対応につきましても、その中でそれぞれ役割分担しながら対応していくことになるかと思っております。

○榑藤委員 急ぎます。これが私の最後ですが、今農業が、過密飼育だとか、隣との距離がどうか、埋却地は最初から織り込んで畜舎等の

規制をすべきだとか、いろいろ言われているんですが、今の様子を見ていると、観察牛が入って、「私は何頭ここでやります」といったときに、法律か何かがないと、ストップがかけられないのじゃないかというのが一つと、「今まで養ってきたんだから既得権で養わせろ」と、そういう議論というのは当然あると思うんです。過去の建築基準法の改正とかを見ていると、既得権の利益というのはかなり認めているわけです。そうすると、この議論を早く詰めて、速攻かけるという怒られるかもしれんけど、そういう一つのルールを早く決めないと、また同じことになって、全然改善が図られずに現状が存続するという問題があるんじゃないかと思うんです。この点についてはどうなんですか。

○岩崎家畜防疫対策監 飼育家畜の密度のことでございますけれども、今回、密度の多い農家が散見されたわけでございます。特に養豚農家で過密の状況が見受けられましたので、今、西都・児湯地域の新生養豚プロジェクトというのを立ち上げてございます。約120~130戸の農家がほとんどこのプロジェクト協議会に参加されて、その中で構想として練っておりますのが、管理獣医師とすべての農家に契約していただいて、適正な飼養頭数等をぜひ指導していただきたいということで、今回、児湯地域の再生については計画を練っているところでございます。

○榑藤委員 これは公害処理というか排尿処理の設備が物すごく豚はかかるわけです。それとも密接に関係していると思うんです。だから、獣医さんがどうというのは、良識的に、減らしましょうということでは——飼育する個人から見ればコストを安くしようと思しますから、1,000頭なら1,000頭で何億もかけた排尿施設をね。安くするための一つのコンパクトの考え方だと思

うんです。ストップがかかることがいいか悪いかもありますが、また起きたときに、全然改善がされなくて、既得権で全部同じですわということになって——再発があつてはいけませんが、よその県からは「宮崎は何しよったつか」と、そういう批判は免れないと思いますので、国との協議をしないと法改正ができないということであれば、早くですね。それができるのかどうかしりませんが、半分までしか入れたらいかんですよと、当面大丈夫だという観察牛を入れた後の決断として、そういうことも考えとってもらわないかんのじゃないかと思うんです。

○押川農政担当次長 御指摘の点、今回、口蹄疫を経験した中では考えていかなきゃいけないと考えております。そしてまた国の検証委員会の中でも、これだけ広がったということはその点も大きな原因じゃないかということも踏まえて検討がなされているような感じがいたします。今後は、家畜伝染病予防法にも反映されていくんじゃないかと、私たちは期待しております。そういうことも我々としては要望していきたい。県段階で条例的に決めるのは非常に難しいんじゃないかと考えておりますから、国とある程度協議しながら、どこかで盛り込んでいただきたいという話は、今後国とやっていきたいと考えております。

当面、発生地域に再導入されるという話の中では、私は、あの地域はきれいな状態が今でき上がっていると考えております。病気のない畜産環境ができ上がっているというふうに考えておりますから、今後、消毒とかをやることによって、密飼いをやらなくてもいい状態ができてくるんじゃないか。頭数を少なくして飼っていけば、生産効率が非常に上がる状態が今でき上がっていると考えておりますから、密飼いをしない

状態で、動物福祉的なものも含めて考えていただいたらどうかという誘導もしていくべきかと、別な面から考えているところです。

○権藤委員 私はそれではうまくいかんと思うんです。というのが、強制力ではないけど、裁判でも何でも、工事をストップさせる仮処分とかいろいろなのがあるでしょう。それと同じような形で——少なくともそれをやっていったら、個人で認めますということになれば、もとのもくあみだと思うんです。だから、そこの部分については当面は、今まで1,000頭だった面積とか設備だったら、500頭ぐらいでとめておって、法律ができた後に調整ができるとか、何らかの確認事項をとって、それがあからできませんということにしないと、県も強く言えないと思うんです。県はどちらかと言えばどっちつかずになってしまうと思うんです。それをぜひ、議論しても結論は出ないと思いますが、はっきりした形で文書なり書面なりで回せるような、そういう確認を農水省と早くしてほしいということをお願いいたします。時間もあれですから。

○十屋委員長 長時間になっておりますので、5分ほど休憩をしたいと思います。よろしくお願ひいたします。後ほどまた引き続き審議をいたします。

暫時休憩いたします。

午後4時8分休憩

午後4時12分再開

○十屋委員長 委員会を再開したいと思います。

○福田委員 権藤委員の発言に関連して、15ページですが、回答率や農家戸数が書いてありますが、これには企業畜産は入っているんですか。

○井上営農支援課長 入っています。そこにありますような患畜・疑似患畜、それからワクチ

ン接種をしたすべての農家を対象として調査をすることにしております。

○**福田委員** 大きい企業畜産については20～30戸の農家分の頭数があるんです。特に豚でわかりましたが。こういう戸数で出されますと余りよく理解できないんです。先ほど権藤さんのおっしゃった既得権の問題等も出てくるんですが、企業畜産は100%再開する、こういうふうに見ていいですか、どうですか。

○**井上営農支援課長** まだ調査の途中ですので全体は見ておりませんが、やめたいと回答している農家を見ますと、規模的に小さい農家とか高齢の農家が多いということですので、それ以外の農家についてはかなりの部分が継続するのではないかと見ております。

○**福田委員** 企業畜産が今回の口蹄疫対策の壁になったと見ているんです、初動体制の中で。それで、JA傘下、一般農家については行政や農協のコントロールがきいていますからそんなに難しくない。ところが、莫大な、養豚では70%近い頭数でしたが、この頭数を越えた企業養豚に対するコントロールというのが、きょうの国の指摘でも出ていますが、行政ではほとんどなかったんです。これは県も市町村も一緒ですが。これをしっかりやらないと、また同じような痛い目に遭わされる、こういうふうに私は今回ずっと経過を振り返って考えているんです。宮崎県の畜産はかなりの部分は企業ですから、飼料インテグレーションですから、ここをしっかりと行政は見る必要があると思うんです。ここを今回はしっかり押さえて、先ほど出ました、再開に当たっての規模の調整等を、文言だけではなくて実際にやっていくことが大事ではなからうかと考えておりますが、お考えでしょうか。

○**児玉畜産課長** 企業畜産についてでございます

すけれども、確かに今まではなかなか情報がとれないというような状況があったわけですが、今回こういったことを経験いたしまして、市町村とも密接に連携して企業畜産の情報が入るような体制はとっていかないと考えております。またそれぞれの家畜保健衛生所で防疫演習なり研修なりやりますけれども、そういった中にも企業畜産も入っていただいて、日ごろから情報交換等をやっていく必要があると思っておりますので、そういう方向で今後やっていきたいと思っております。

○**福田委員** 今度の対策の決め手は、そこをやれば7～8割成功すると思うんです。ぜひ行政挙げて、これはJAの傘下でも何でもありませんから、独立した企業の大きな流れですから、垂直統合ですから、お願いをしておきたいと思えます。

もう一つ、今度は米の問題です。農産園芸課ですが、これは、日にちのずれはありますが、検査数量イコール早期水稲の収穫量と見ていいんですか。

○**郡司農産園芸課長** 8月15日現在の検査成績概要は、系統、系統外合わせた数字でございます。

○**福田委員** では、この近似値が宮崎県の早期水稲の全収穫量ととらえて、そして下の系統の1万4,208トンが系統集荷というふうに見て構わないんですね。

○**郡司農産園芸課長** 22年産の検査数量が15日現在ですので、ことしは若干収穫がおくれまして、1週間程度おくれたということがあるので、もう少し積み上がると思えますが、経済連の集荷の実績数は、計画対比83.5%と数字が書いてありますけど、31日現在で1万4,000ということだと思います。

○福田委員 米もやはり難しい問題に来ているんですが、いろいろ法制度が変わりまして。宮崎県の、普通は別にしまして、早期水稻の流通量、いわゆる生産数量のどれくらいを自由に業者系統で販売し、一方では従前のJA系統で扱っているのか。この数字は持っておられますか、どんな数字でしょうか。

○郡司農産園芸課長 先ほどの話に戻しますと、自家米の部分が若干ありますので販米分は差し引いて考えないといけないんですけれども、経済連の集荷販売実績が全体の米の中でどれくらいの割合かという御質問でしょうが、この中で1万7,000トン程度がJA系統の数字だというふうに見ております。

○福田委員 最後にしますが、先ほどの畜産ではありませんが、米もなかなか行政のコントロールがきかない品目の一つになりました。これもつくる自由、売る自由が今あるわけですし、これからはJA系統プラス、JA系統傘下でない米作農家については行政の直接の指導体制が行き通るようにしないと、これが枠外になりますから、いろんな対策が後手後手になってくると思うんです。私はことしの米の集荷・販売状況を見ていまして、宮崎県は一つですから、幸い県内消費については米商と経済連が合併して流通を担うようになりましたが、集荷段階でもそれがうまく機能して——それはJAでも商系でもいいんです。宮崎県の早期水稻あるいは普通水稻としてしっかり販売ができるよう対策を講じていくべきだと考えておりますから、要望申し上げます。以上です。

○徳重委員 競りが始まって、大体一通り終わったかなという感じですが、今回の一連の競りの中で、児湯地区の皆さん方が雌牛はかなり買ってくれました。雄牛も若干高くなっておるわけ

ですけど、県外に行った雌牛、県外購買者が買っていったのは何%ぐらいになっていますか。県内と県外。

○児玉畜産課長 県内と県外の購買頭数でございますけれども、雌につきましては、高千穂市場では90%が県内保留されております。それから延岡で約80%、宮崎中央が約90%、南那珂が約80%というような数字で、雌につきましては県内保留が極めて高いということで、県外に出ていったものは1～2割程度という状況で、価格差につきましても、6市場平均いたしますと、8万円ぐらい県外に行ったものが安くなっております。そういった状況です。

○徳重委員 今、課長からお話のとおり、県外購買者が少なかったと言っても過言ではないかと思うんです。県外からおいでになった数というのは掌握されているものですか。

○児玉畜産課長 正確な数までは全市場把握しているわけではございませんけれども、本州のほうからの購買客が少なかったというような話も聞きますし、一方では一見さんが見られたといったような情報も入っております。

○徳重委員 今後、宮崎県の子牛が高く販売されるということは大変厳しいんじゃないかと心配をしております。一つは、5頭の種牛を残しているということに対する、畜産関係者の皆さん方の「あの時点でやはり処分すべきじゃなかったか」というような声も非常にあります。畜産の専門家、関係者の皆さんから聞くところですが、皆さんの考え方の中では、そういうことは一切ない、大丈夫だと、このように理解していらっしゃるということですか。

○児玉畜産課長 残しました5頭の種雄牛につきましては、国のほうも相当神経を使っております。かなりの数の検査をしております。尾

八重に行ってからずっと検査を2週間ほど続けましたけれども、今度おろすときにも検査をいたしまして、精液採取をする段階でもまた検査をしたいと思っております、国のほうも相当そこ辺は細心の注意を払っておるということでございます。影響はないというふうに思っております。

○徳重委員 超法規的な措置をとらせていただいたということも事実です。あわせて、先ほど権藤委員からも出ましたが、県有財産に対する考え方、超法規的に、あの移動について、種牛も5頭残すことを認めたわけですから、少なくとも県有財産という立場では、法的な措置までしっかりと最後まで訴えていく姿勢が必要だと、県民もそれを望んでいると思っておりますし、だれに示しても、我々が今申し上げているようなことは十分理解できていると思っております。ここで、「いや、そう言うんだったらもういいですよ」というようなことでは、県民が納得しないだろう。とことん要求するべきものは要求してほしいということをお願いしておきたいと思っております。

それと、県外購買者が非常に少ないということになる。今は値段も高値でいっていますが、ここいっとき、ことしいっぱい、来年になったら——清浄国になってしまえばまたちょっと違うかもしれませんが、県外の購買者が来ないということになると相当値段が下がってくるんじゃないかと心配するわけですが、それに対する対応はいかがですか。

○児玉畜産課長 今回、県外の価格が県内の価格と比べて低いというのは、一つは、児湯地域が積極的に導入を図っております、そこが県内の分はかなり値段を引き上げておる、そういった効果が出ているんだろうと思っております。その影響で県外客が高い値段でなかなか買えなかった

という状況じゃないかと思っております。南那珂で再開後2回目の競りがきのう終わったところですが、それで見ましても1回目より高い値段が出ておる状況でございます。競りが開催されて、それぞれ県外の方も持って帰ってみれば、安心感はだんだん出てくるだろうと思っております、そんなに極端に2回目、3回目の競りで価格が下がってくるというふうには、私は考えておりません。

○徳重委員 ぜひそうあってほしいと思います。

最後にもう一つお尋ねしておきたいと思いますが、児湯地区が清浄地域になったということで、これからの再開に向けて、今後の畜産農家の経営形態の中で——専門家は専門家でいらっしゃるでしょうが、畜産と耕種農業をひっくりかえった経営形態に変えていったほうがいいんじゃないかという考え方が示されたと思うんですが、そういう考え方があるんですか。ほとんど畜産農家の方が中心だったと思いますが、耕種農業と半分ぐらいとか、3分の1は耕種農業に切りかえるという形態を考えていらっしゃるんですか。今後の対応として。

○児玉畜産課長 委員が今言われました畜産から耕種への転換といえますのは、復興方針の中の一つに、畜産偏重地域であったので、畜産をやめていかれる方の次の仕事として耕種への移動を図ると、そういった方針は出しておりますけれども、具体的にどこをどうするといったようなことはまだこれからでございます。プロジェクトチームを立ち上げて畜産OBの方を雇用して、経営再開に向けてのいろんな相談を受けたりというような事業も今後展開していくんですが、そういった中でも、耕種に転換希望があるということであれば、そちらのほうでフォローしていきたいと考えておるところでございます。

ます。

○徳重委員 それこそ最後ですが、例えば、はざまさんのように畜産も大々的にやって、耕種農業も大々的にやっていらっしゃるところは、確かにちゃんとやれるんですけど、今畜産をやっている人が半分は耕種農業に変えたら、そう簡単にいくものじゃないと思うんです。かえって両方だめになってしまう、私はそのことを心配するんです。このことについては真剣に考えていただきたい。指導のほうもしっかりやっていただかなければ、どっちもだめになる。私は、今日安定しているわけですから、畜産の方は畜産でやってほしいとお願いをしておきたいと思います。終わります。

○緒嶋委員 米の戸別所得補償の問題ですけど、早期米が1,200円ですか、ちょっと安いと言われたが、これは反当にすれば幾らぐらいになるわけですか。販売価格が少し安いというのは。

○郡司農産園芸課長 早期米の収量480キロということで言いますと、60キロ当たり1,200円ということであると、8倍すると9,600円になるので、約1万円程度安いという状況になります。

○緒嶋委員 そうすると反収にすればどうなるんですか。10アール当たり。

○郡司農産園芸課長 10アール当たり約1万円安いという状況です。

○緒嶋委員 1万円安いというけど、収入としては幾らになるんですか。1万円安いというだけではわからんわけです。反収にすれば10万円になりますとか。

○郡司農産園芸課長 米の一般的な所得ということで言うと、経費を引いて2万円ぐらいということになりますので、1万円下がるということは随分大きなことだというふうに理解いたします。

○緒嶋委員 私がそういう質問したのは、今度、反当1万5,000円定額でそれぞれ農家に与えられるわけですが、そうすると逆に、ことは価格が安ければ、変動部分の調整がかなり大きくなないと、農家所得そのものは相当減ってくるんじゃないか。このことが戸別所得補償モデル事業の今後の課題にもなってくるわけです。買うほうは、1万5,000円もらうから安く買って、あとは変動部分で補てんしてもらいたいんじゃないかと、それが続くといつも買い入れ価格が安くなってしまいうわけです。結果とすれば、3年平均、5年平均すると将来的には米の価格は下がってしまう。そうすると農家所得が減るということで、戸別所得補償で所得を補償するというけど、安い値段で所得補償する。生産費との調整で変動部分が確実に補償されればいいけど、1,200億しかそれが無いということになると、将来的には、「所得補償します」と口では言いながら、実際は所得は減ってくるんじゃないかという気がしてならんわけですが、このあたりの私の懸念は当たっていないですか、どうですか。

○郡司農産園芸課長 変動部分は、標準的な販売価格を過去3年間の平均でとるということになっております。ずっと価格が下がり続ければその部分がだんだん低くなります。変動分が大きくなるということです。これが予算措置をされれば問題はないんですけど、されない場合には、委員おっしゃるようなことになろうかと思っております。この制度はもともとは生産費を補償するということを根幹にしていますので、そうあってほしいと思っておりますけれども、そこはこれからの動きをしっかりと見きわめていかなければならないところだろうと思っております。

○緒嶋委員 言われたとおり、かなり課題が大

きいので、このあたりは注視しながら、制度そのものの矛盾も出てくるんじゃないかという心配もしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○星原委員 教えていただきたいんですが、今回競りが始まって高値で取引されてよかったということですが、先ほどあったように、県外からの購買者は1～2割ぐらい、県内が80%ぐらいだったということなんですが、それぞれの市場にどの県からどうだったかというのは調査されているんですか。私はこの間、三重県と岐阜県に行ってきましたから、三重、岐阜がどこかに来ているかなとちょっと気になっていまして、わかれば教えてください。

○児玉畜産課長 市場ごとの県内外の購買者の詳細は、まだ調査をしておりません。

○押川農政担当次長 私、市場をかなり回らせていただいてその状況を見てきたんですけれども、個人の方は割と来ていただいていたんじゃないかなというふうに考えます。ただ、系統というか、雌牛を買うとか、そういったところの方が来られていなかったというようなお話を各市場の方からはいただいております。でも割方、県外の方も来ていただいたという印象は持っております。数字的なものは今後もらっていけば出てくると考えております。

○星原委員 実は岐阜の400頭ぐらいの肥育農家に行ってきたんです。本人さんは、宮崎のを4割ぐらいは飼っているから買いに行きたいけれども、岐阜県全体で見れば宮崎の占める割合が薄いものですから、ほかの県から買っている農家の人たちの考え方としてはまだということで、県がこうという話があったので。岐阜では次長なんかといろいろ話したんですけれども、宮崎の牛自体の評価は非常に高いんですが、やっぱ

りまだどこか完全に……。よその購買が動き出せば、多分間違いなく来てくれるんじゃないかと思ひますし、三重県は4割ぐらいが宮崎のを持っていて。「本当に特に世話になっているんだけど」と言いながらも、やっぱり自分ところのブランドがあって、もしということになるといかんもんですからなかなかかなと思ひたんです。だから今回、宮崎に最初に来てくれるかどうかの一つのかけだと思ひていたものですから、もしわかったら後で、今回購買に来ているかどうか、その辺のところを知らせてもらえるとありがたいんですが、よろしくお願ひします。

○押川農政担当次長 それは三重だけではなくて全体の話ですね。了解いたしました。

○十屋委員長 では、よろしくお願ひいたします。

ほかありませんか。

それでは、その他のその他で、岩下委員どうぞ。

○岩下委員 南那珂の串間の畜産農家の皆さん方の話を聞かせていただきました。確かに児湯や西都の皆さん方に比べれば犠牲はなかったと、しかし、口蹄疫の非常事態宣言を受けて、防疫体制の中で十分日夜努力をしてきた。そして、出歩くなというような指示もあったので、畜舎と我が家と田んぼにせいぜい行くぐらい、これが4カ月続いたんだということで、ぜひ我々串間の畜産の声も伝えてくれということでしたので、ちょっとお聞きください。

大体競りも、5月、7月、9月ですけれども、9月も末でしたね。そういったことで3回おくりてきている。そういった中で自分たちは7頭から10頭ぐらいの子牛を競りに出しているんだと、その間にも発情が来ても人工授精はできな

いということで、大変我々は厳しい状況を過ごした。まして競りも23年度またできない時期、空白の時期が来るんだということで、生活の資金計画が大変厳しいと。そういった中で——農政水産部長も議会の中で答えていらっしゃいましたけれども、今のところ南那珂に対しましては、余り補助みたいなのは聞こえてこないという状況です。畜産農家の皆さんの声、「何らかの補償をしていただければありがたいということ伝えてくれ」ということのでございましたので、皆さんにお伝えしておきます。よろしく願い申し上げます。

○十屋委員長 執行部は何かお答えありますか。ないですね。

○緒嶋委員 種雄牛、高千穂に16頭避難というか、場所がよいので快適な生活を牛としてはしたると思うんです。それから高原に帰るのは何となく重たかったんじゃないかという気がするわけですけれども。この牛を正式な種牛に早くつくらんと、5頭ではいろいろと懸念もあるし、その中で、直接検定、間接いろいろありますが、できるだけ早く種牛につくり上げる。それを6年とかなんとか言わんで、結果として優秀な種牛じゃないといかんわけですが、試験種つけを急ぐ手法はないものかという気がするんです。常識的には限界があるということはおわかりですけど、その努力をすべきだと思うんです。そのあたりはどうでしょうか。

○児玉畜産課長 16頭の中から優秀な種牛を早く選抜するというのは、私たちもとにかく早くやらにゃいかんというふうに思っておるわけでございます。今までの方法は、直接検定があつて、その後、現場後代検定をやっておりましたが、現場後代検定は普通の肥育と同じような期間、約30カ月ぐらいかけて飼うわけですけれど

も、現場後代検定をやる前に、登録協会の公式な検定方法であります間接検定でやれば20カ月ぐらいで判明します。ただ正確度は若干落ちるんですが、その方法で1回ふるいにかけてやれば8～10カ月は早く結果が出ると思っておりますので、そこで大まかなランク分けができるということで、そういった方法も取り入れてやっていきたいと思っております。

○緒嶋委員 畜産農家の皆さんは次のことを心配しておられるわけです。そして安平、忠富士に次ぐような牛がその中から1頭でも出ればありがたいわけです。それを急いでやるということが、宮崎県の将来の畜産の復興のためにも大きな要素にもなると思いますので、ぜひその努力を続けていただきたいということを要望しておきます。

○河野副委員長 さきの福田委員と関連をいたしますけれども、企業畜産、いわゆる大型牧場に対する県の指導体制はどうなっておるのかと疑問を持つわけです。それというのも、これは実の話ですけれども、宮崎市議員の方がおととい、私が一般質問をする前の日でしたが、お会いしましたら、「県はどういう指導体制をとっちゃったや。大型牧場の女社長と会った」、宮崎市内のすし屋で3人で飲みよったらしいです。そして大きなタイマンを言いよった。「私が夜中にえびのに牛を運んだってすわ。私はもう死んだことになっているけど、まだここで飲みよりますから」と、タイマンを言って飲みよったそうです。「ああいうのを許されるのか。こういった口蹄疫の事態にどういった指導をしようか」というようなことを市議員の方から私は説教されました。それが事実であるなら大変なことになります。要望としておきますけれども、何か考えがあつたらお聞かせください。部長。

○高島農政水産部長 夜中にどうこうという話は、私は承知しておりません。ちょっとわかりませんが。

堆肥の温度を上げるときに、ある特定の大手の企業畜産ですが、なかなか上がらない事例があったものですから、県に来ていただきまして、私のほうから、「もし26日までに温度が上がらずに、あなたのために終息宣言ができないということになった場合は、県としてははっきり公表して、宮崎県の終息宣言ができなかったのはあなたのせいになりますよ」ということで、代表権を持っている方をお呼びしまして、「我が県だけではありませんので、地域とともに生きる畜産をやらなければだめですよ」ということで、相当厳しく指導したつもりであります。直ちにコンサルを入れまして、確かに優秀なコンサルでしたけれども、温度は60度をきちんと確保しまして26日の終息宣言を迎えたわけです。やっぱりきちんと言えば向こうにもちゃんと話は通るだろうと。私はそのときに、「畜産は、あなたたちももうからんといかんし、雇用もしていただかんといかん。地域とももう少し交わってください。祭りのときは顔を出すとか、焼き肉パーティーぐらいやったらどうですか。今回おわかりになったでしょう。地域とともに生きなければ生きていけませんよ」と、そういう話をちょっとしたんです。個別のどこということは申しませんが、要は、企業畜産もやっぱり地域とともに生きていく、それはきちんと話をすればわかるんじゃないかという思いもしましたので、今後ともよく話し合いをしながら、今回の反省をみんなで生かしていかなければいけないなど、そんな思いを持っております。

○河野副委員長 どうもありがとうございます。

そういうことですので、要するに指導徹底をお願いしたいというふうに思っております。以上です。

○十屋委員長 それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩をいたします。

午後4時48分休憩

午後4時50分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。あす17日に採決を行うこととし、再開時刻を13時30分としたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後4時50分散会

平成22年9月17日（金曜日）

午後1時27分再開

出席委員（9人）

委員	長	十屋	幸平
副委員	長	河野	安幸
委員		緒嶋	雅晃
委員		福田	作弥
委員		星原	透
委員		権藤	梅義
委員		徳重	忠夫
委員		高橋	透
委員		岩下	斌彦

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

議事課主査	花畑	修一
政策調査課主査	坂下	誠一郎

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号及び議案第2号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号及び議案第2号については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいた

します。

「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、引き続き、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。

委員長報告の項目として特に御要望等はありませんか。

暫時休憩をいたします。

午後1時28分休憩

午後1時38分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、ただいま委員会で出た御意見を踏まえまして、正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、口蹄疫に関する提言・要望についてであります。

当委員会の所管事項について御意見はありませんでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後1時38分休憩

午後1時42分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

ただいまの御意見等、防疫の原因究明など当委員会の意見として検討会で報告するというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのようにいたします。

暫時休憩をいたします。

午後 1 時42分休憩

午後 1 時48分再開

○十屋委員長 委員会を再開します。

そのほか何かありますでしょうか。

何もないようでありますので、以上をもって
委員会を終了いたします。

午後 1 時48分閉会